

# 第4次

## 糸満市子どもの読書活動

### 推進計画



令和7年4月

糸満市教育委員会

表紙イラスト（読書体験の連鎖）

作成者 サイトウカナエ 氏（イラストレーター）

プロフィール

1981年 宮城県仙台市生まれ

2002年 沖縄県立芸術大学美術工芸学部（絵画専攻）卒業

2005-2011年 （株）JCC（デザイン・美術担当）勤務

2012年 糸満海人工房の外壁に壁画を制作

2014年 フリーランス

2015年 素材配布サイト「イラスト沖縄」開設

◆第2次糸満市子どもの読書活動推進計画（平成27年度～平成31年度）表紙

は、読書体験の連鎖をイメージして描かれています。子どもの頃の読書習慣は、次の世代にまでつなげる贈り物ですよというメッセージが込められています。

◆第4次糸満市子どもの読書活動推進計画（令和7年度～令和11年度）表紙にも使用させていただいております。

## はじめに



読書は、子どもたちが言葉を学び、豊かな感性や考える力を育み、幅広い知識を習得することができ、「生きる力」を養っていくうえで欠くことの出来ないものです。

この度、糸満市教育委員会では、「第4次糸満市子どもの読書活動推進計画」を策定する運びとなりました。これは、国の「第五次子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画」及び沖縄県の「第五次沖縄県子どもの読書活動推進計画」を踏襲しつつ、本市の実態に即した独自の施策を検討し、子どもたちの読書活動を一層推進するためのものです。

近年、国民の読書習慣は社会の変容に伴い、大きく様変わりしています。デジタル技術の進歩により個人が膨大な情報容易に入手できるようになり、電子書籍の登場はあらゆるジャンルの本を手軽に読む事を可能にしました。一方、一か月にまったく読書をしないとする人の割合、不読率が60%を超えたとの報告が大きな話題となりました。

それは子どもたちを取り巻く環境も同様であり、国や県においても急速な社会のデジタル化やGIGAスクール構想等を踏まえ、デジタル技術を活用した読書の環境整備について言及しています。

新たな媒体による様々な形態の読書が身近な存在となっており、それらに対応した環境整備は重要な課題となっています。一方、旧来の絵本や紙の本での読書も、脳科学の分野からその効能が明らかになってきており、引き続き子どもたちの成長に重要な役割を果たしていく物であると考えられます。

これからの時代においては、成長段階や場面にあわせて「多様な読書」を、バランス良く使い分ける感性と能力が求められています。

糸満市教育委員会は、子どもたちが読書を通じて豊かな心を育み、個々の自己実現に向かって成長していくことを願っており、ブックスタート事業をはじめ、市民や民間事業者と一体となって、子どもたちが健やかに、その能力を伸ばし、成長していける読書環境づくりを目指しています。

本計画推進の為に、市民及び関係者の皆さま方には引き続き、ご理解ご協力を賜りますようお願い申し上げます。

令和7年4月

糸満市教育委員会

教育長 屋良 朝俊

# 目 次

## 第1章 計画の策定にあたって

1. 読書活動の意義と「子どもの読書活動の推進に関する法律」	1
2. 「第4次糸満市子どもの読書活動推進計画」の概要	2
(1) 計画の目的	2
(2) 計画のテーマ	3
(3) 計画の目標と成果指標	4
(4) 計画の期間	5
(5) 計画の進捗管理と評価	5

## 第2章 読書が子どもたちに与える影響

1. 子どもの学力と読書の関連性	6
2. 読書に関する経年変化	8

## 第3章 糸満市における読書・読み聞かせの現状と課題

1. 糸満市の子どもたちの現状と課題	11
(1) 保護者から子どもへの読み聞かせの頻度から見える現状と課題	11
(2) 小中学生における読書の現状と課題	13
2. 子どもたちの読書や読み聞かせを支える環境の現状と課題	23
(1) 教育・保育施設	23
(2) 小中学校	28
(3) 児童センター・放課後児童クラブ	35
(4) 中央図書館	39
(5) 生涯学習課	41

## 第4章 「第3次系満市子どもの読書活動推進計画」の達成状況

- 1. 「第3次系満市子どもの読書活動推進計画」の達成状況 ————— 43
  - (1) 第3次計画の指標の達成状況 ————— 43

## 第5章 「第4次系満市子どもの読書活動推進計画」の取組

- 1. 子どもの読書活動の推進方策 ————— 47
  - (1) 発達段階に応じた取組 ————— 47
  - (2) 乳幼児・小中学生に対して行う取組 ————— 48
  - (3) 今後の取組項目 ————— 51

## 資料編

- 子どもの読書活動の推進に関する法律 ————— 56
- 文字・活字文化振興法 ————— 58
- 視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する法律 ————— 61
- 系満市子どもの読書活動推進計画策定委員会設置要綱 ————— 65



## 第1章

# 計画の策定にあたって



## 第1章 計画の策定にあたって

### 1. 読書活動の意義と「子どもの読書活動の推進に関する法律」

子どもは、読書を通じて、読解力や想像力、思考力、表現力等を養うとともに、多くの知識を得たり、多様な文化を理解したりすることができるようになります。また、文学作品に加え、自然科学・社会科学関係の書籍や新聞、図鑑等の資料を読み深めることを通じて、自ら学ぶ楽しさや知る喜びを体得し、さらなる探究心や真理を求める態度が培われます。

日本では、平成13年に「子どもの読書活動の推進に関する法律」<sup>1</sup>（以下「推進法」という。）が成立しました。推進法は、子どもの読書活動の推進に関し、基本理念を定め、国および地方公共団体の責務等を明らかにするとともに、子どもの読書活動の推進に関する必要な事項を定めることにより、それに関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって子どもの健やかな成長に資することを目的としています。基本理念は、以下のようになっています。

子ども（おおむね十八歳以下の者をいう。）の読書活動は、子どもが、言葉を学び、感性を磨き、表現力を高め、創造力を豊かなものにし、人生をより深く生きる力を身に付けていく上で欠くことのできないものであることにかんがみ、すべての子どもがあらゆる機会とあらゆる場所において自主的に読書活動を行うことができるよう、積極的にそのための環境の整備が推進されなければならない。

以上から、全ての子どもたちが自主的に読書活動を行うには、私たち大人が積極的にその環境を整備しなければならないことがわかります。

<sup>1</sup> 全文は資料編 p57 をご覧ください。

・ 文部科学省「子どもの読書活動の推進に関する法律」

([https://www.mext.go.jp/a\\_menu/shotou/dokusho/link/080617/003.pdf](https://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/dokusho/link/080617/003.pdf))

## 2. 「第4次糸満市子どもの読書活動推進計画」の概要

### (1) 計画の目的

**自ら進んで読書を楽しみ、読書に親しみ、  
読書を活かすことができる子どもの育成**

「子どもの読書活動の推進に関する法律」における基本理念は、「子ども（おおむね十八歳以下の者をいう。）の読書活動は、子どもが、言葉を学び、感性を磨き、表現力を高め、創造力を豊かなものにし、人生をより深く生きる力を身につけていく上で欠くことのできないものであることにかんがみ、すべての子どもがあらゆる機会とあらゆる場所において自主的に読書活動を行うことができるよう、積極的にそのための環境の整備が推進されなければならない。」と定められています。

この基本理念にのっとり、国で策定された計画「第五次子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画」、県で策定された計画「第五次沖縄県子どもの読書活動推進計画～五感で拓く多様な読書～」、そして本市で策定された計画「糸満市総合計画」ならびに「糸満市教育大綱」を基本とし、「第4次糸満市子どもの読書活動推進計画」を策定し、計画の目的を第3次計画と同様、上記のとおり定めます。

また、沖縄県第五次計画の基本方針として、「不読率の低減」「多様な子ども達の読書機会の支援」「デジタル社会をいかした読書環境の充実と活用」「家庭・地域・学校を通じた社会全体での取り組みの推進」が掲げられております。障害のある子、文化的言語的な多様な背景を持つ子や読書が好きではない子等、多様な子どもたちの可能性を引き出すための読書環境の整備が必要であること、子ども達の健康や発達段階等に配慮しつつ、電子書籍等の利用、学校図書館や図書館のDX<sup>2</sup>の必要性、就学時前の豊かな読書経験が必要なことが示されています。他にも、児童生徒が読書を楽しみ、主体的に本を読むようになるために、「量から質への転換」として、これまでの推進計画で示されてきた「一人当たりの図書貸出冊数」の目標値を第五次推進計画では設定しないこととしています。

本市の第4次推進計画では、これらの県の基本方針に基づきながら策定していきます。

<sup>2</sup> デジタルトランスフォーメーション。デジタル技術を活用して図書館のサービス、運営、利用者体験を革新することを指します。

【多様な読書とは】

多様な子ども達の読書活動を推進するため、第五次沖縄県子どもの読書活動推進計画では多様な読書を次のとおり定義しております。

活字の本を読むことだけではなく、マンガや雑誌、新聞を読んだり、CDやDVD等の資料を見たり聞いたりすることで内容を理解することも含まれます。また、インターネットで調べたり、パンフレットを読んだり見たりすることで内容を理解することも含まれます。さらに、展示されている模型等を観たり、触ったりすることで内容を理解することも含みます。

【図書貸出冊数の目標値について】

沖縄県第四次推進計画

小学校	110冊
中学校	40冊
高等学校	8冊
特別支援学校	70冊

沖縄県第五次推進計画

図書貸出冊数を指標としない

「量」より「質」への転換

第五次沖縄県子どもの読書活動推進計画より抜粋

(2)計画のテーマ

今こそ読書を通して子どもたちの生きる力を育む

～人生100年時代の読書推進～

第3次計画で作成されたテーマですが、これからの社会を生きる子どもたちを、読書を通して応援するということが含まれており、今回の計画でも本テーマを意識して取り組みを具体化していきます。

### (3)計画の目標と成果指標

前述の計画の目的を踏まえ、子どもの対象別に第3次推進計画と同様、以下の目標を定め、計画を推進していきます。

#### 【乳幼児】

目 標	家庭での読み聞かせの定着
成果指標	第2子以上の子どもを持つ保護者が子どもに読み聞かせをする頻度 週2～3回以上 60%

#### 【小学生】

目 標	読書習慣の定着
成果指標	①「読書は好き」と答える児童の割合 75% ②学校の授業以外に、平日、1日当たり30分以上読書をしている児童の割合 50% ③学校の授業以外に、平日、全く読書をしない児童の割合 22%以下 ④市中央図書館と連携している学校の割合 100% ⑤ボランティアを活用する学校 100%

#### 【中学生】

目 標	読書時間の確保
成果指標	①「読書は好き」と答える生徒の割合 75% ②学校の授業以外に、平日、1日当たり30分以上読書をしている生徒の割合 50% ③学校の授業以外に、平日、全く読書をしない生徒の割合 37%以下 ④市中央図書館と連携している学校の割合 100% ⑤ボランティアを活用する学校 100%

#### (4)計画の期間

国や県が定める子どもの読書活動に関する諸計画や、本市の上位計画（糸満市総合計画、糸満市教育大綱）を受け、令和7年度（2025年度）から令和11年度（2029年度）までの5年間を計画期間と設定します。

ただし、社会情勢の変化や、計画の進捗状況等により、計画内容と現状に乖離が見られる場合等には、必要に応じて見直しを行います。

	令和5 (2023)	令和6 (2024)	令和7 (2025)	令和8 (2026)	令和9 (2027)	令和10 (2028)	令和11 (2029)	令和12 (2030)
国	第五次子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画							
県	第四次 推進計画	第五次沖縄県子どもの読書活動推進計画 ～五感で拓く多様な読書～						
市	第5次糸満市総合計画			第6次糸満市総合計画				
	糸満市教育大綱			糸満市教育大綱				
	糸満市教育振興基本計画							
	第3次糸満市 子どもの読書活動推進計画 (R3～R6年度)		第4次糸満市子どもの読書活動推進計画					

#### (5)計画の進捗管理と評価

本計画を実効性のあるものとして推進するために、読書活動推進の取組の進捗管理と評価について、定期的（毎年度1回程度）に実施します。評価は「糸満市子どもの読書活動推進委員会」にて行い、計画推進の途中で必要があれば見直し等を行うものとしします。



## 第2章

# 読書が子どもたちに 与える影響



## 第2章 読書が子どもたちに与える影響

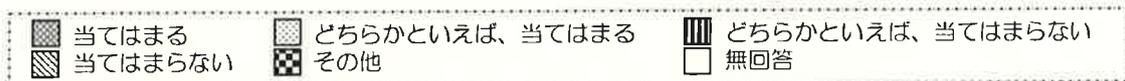
### 1. 子どもの学力と読書の関連性

以下は「令和5年度全国学力・学習状況調査<sup>1</sup>」に公表されている子どもの学力と読書の関連性についてです。学力との間に一定の関係が見られる項目を抜粋し、教科の正答率とのクロス集計とその分析により分析結果が公表されています。なお、クロス集計については、相関関係がみられるかを分析したものであり、因果関係を示したものではありませんが、

○読書が好きな児童ほど、教科の平均正答率が高い傾向が見られる

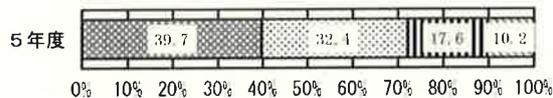
○家にある本の冊数が多い児童ほど、教科の平均正答率が高い傾向が見られると報告されております。

#### (1)「読書は好き」と答えた児童の方が、教科の平均正答率が高い傾向

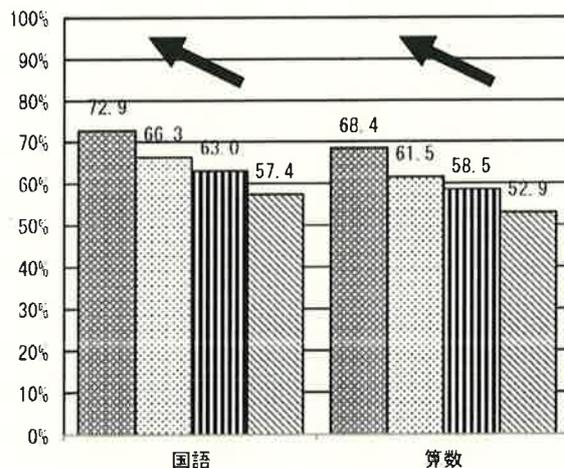


	質問番号	質問事項
小	24	読書は好きですか

#### 【小学校】



#### (正答率)



<sup>1</sup> 詳細は以下の URL からご覧ください。

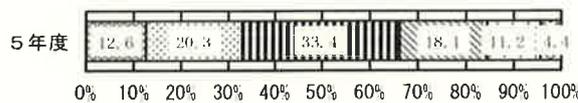
([https://www.nier.go.jp/23chousakekkahoukoku/report/data/23qn\\_k.pdf](https://www.nier.go.jp/23chousakekkahoukoku/report/data/23qn_k.pdf))

(2)「家にある本の冊数が多い」と答えた児童の方が、教科の平均正答率が高い傾向

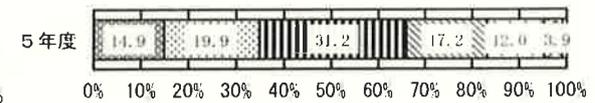


	質問番号	質問事項
小	22	あなたの家には、およそどれくらいの本がありますか（雑誌、新聞、教科書は除く）
中	22	〔（一般の雑誌、新聞、教科書は除く）〕

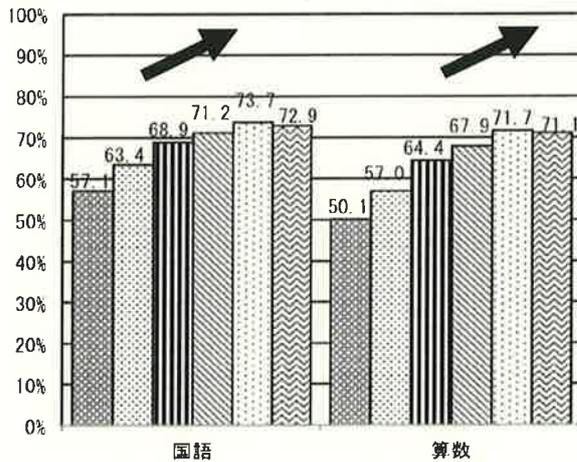
【小学校】



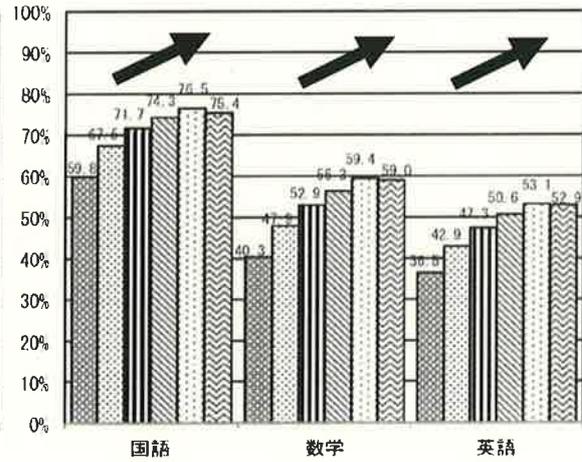
【中学校】



(正答率)



(正答率)



## 2. 読書に関する経年変化

「平成31年度全国学力・学習状況調査<sup>2</sup>」にて公表されている学力とのクロス分析の質問項目について、「令和5年度全国学力・学習状況調査<sup>3</sup>」より経年変化を抜粋しました。それぞれの質問項目の「基準」について、増加・減少等を記載しています。

No.	比較対象	基準	変化	表記
1	前回調査	5ポイント以上増加(減少)している場合	増加	↑
			減少	↓
2	調査開始年度調査 又は 最大9回前の調査	5ポイント以上10ポイント未満、増加(減少)している場合	増加	↗
			減少	↘
3	最大9回前の調査	10ポイント以上増加(減少)している場合	増加	↗↗
			減少	↘↘

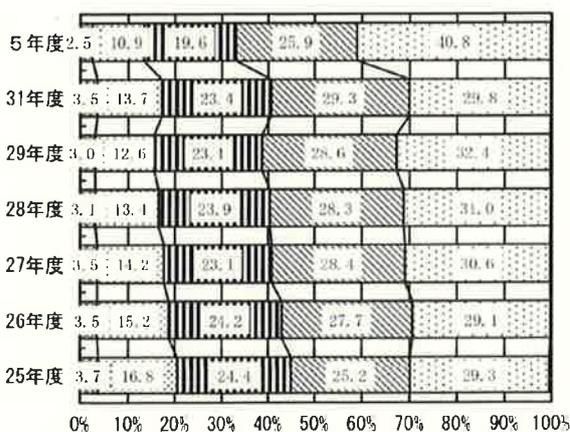
(1) 昼休みや放課後、学校が休みの日に、本(教科書や参考書、漫画や雑誌は除く)を読んだり、借りたりするために、学校図書館・学校図書室や地域の図書館(それぞれ電子図書館を含む)にどれくらい行きますか。

基準「月に1~3回程度以上」

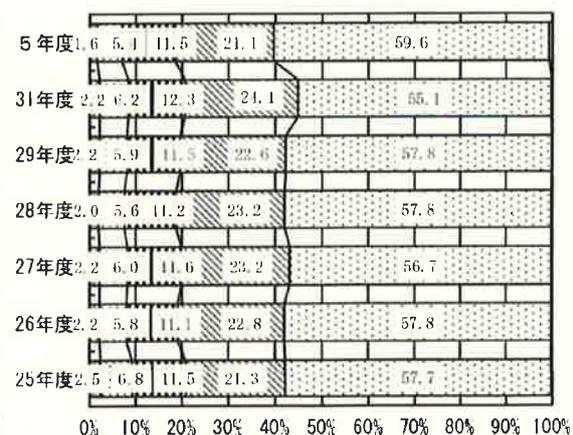
	だいたい週に4回以上行く 年に数回程度行く		週に1~3回程度行く		月に1~3回程度行く
	その他		ほとんど、または、全く行かない		無回答

	質問番号	前回の比較	最大9回前の比較	質問事項
小	21	↓	↘↘	昼休みや放課後、学校が休みの日に、本(教科書や参考書、漫画や雑誌は除く)を読んだり、借りたりするために、学校図書館・学校図書室や地域の図書館(それぞれ電子図書館を含む)にどれくらい行きますか
中	21	→	→	

【小学校】



【中学校】



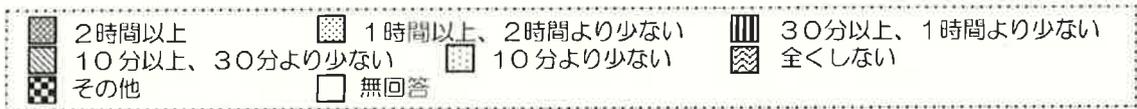
<sup>2</sup> 詳細は以下の URL からご覧ください。(https://www.nier.go.jp/19chousakekkahoukoku/report/data/19qn.pdf)

<sup>3</sup> 詳細は以下の URL からご覧ください。

(https://www.nier.go.jp/23chousakekkahoukoku/report/data/23qn\_k.pdf)

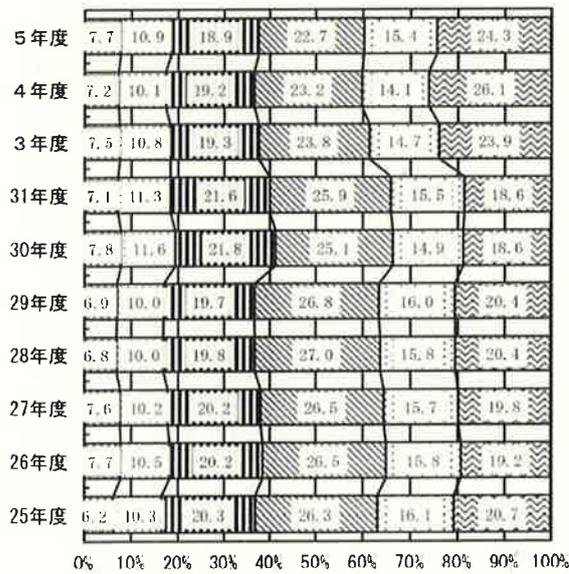
経年変化をみると、月に1回以上行くと回答している児童の割合は、小学校においては減少傾向、中学校においては概ね横ばいとなっています。

(2)学校の授業時間以外に、普段(月曜日から金曜日)、1日当たりどれくらいの時間、読書をしますか(電子書籍の読書も含む。教科書や参考書、漫画雑誌は除く)。 基準「30分以上」

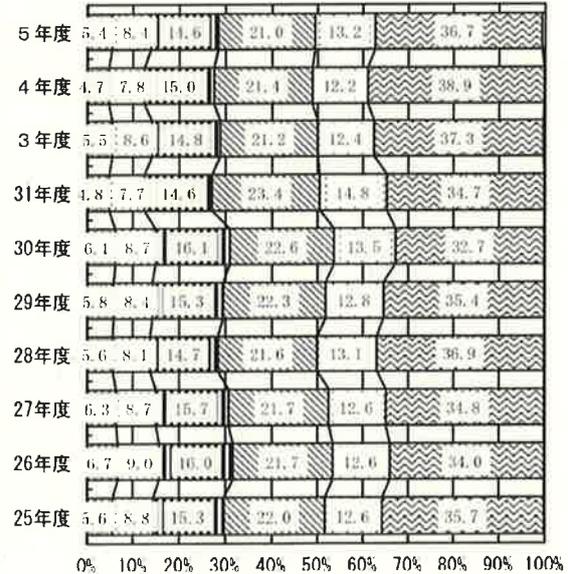


	質問番号	前回の比較	最大9回前の比較	質問事項
小	20	→	→	学校の授業時間以外に、普段(月曜日から金曜日)、1日当たりどれくらいの時間、読書をしますか(電子書籍の読書も含む。教科書や参考書、漫画や雑誌は除く)
中	20	→	→	

【小学校】



【中学校】

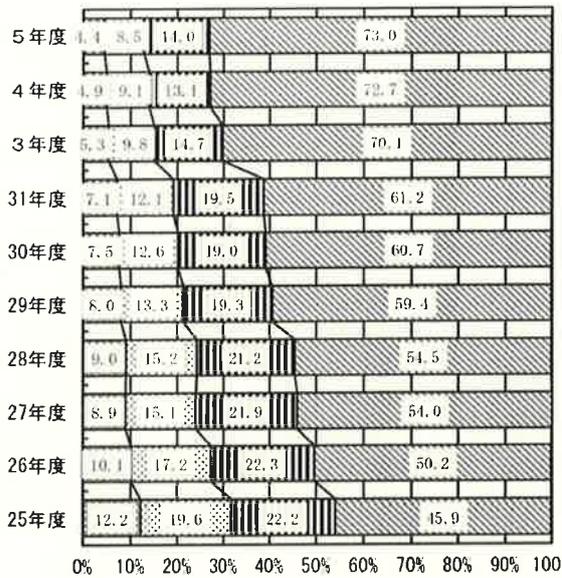


経年変化をみると、小中学校において1日当たり「30分以上読書する」と回答している割合は概ね横ばいとなっており、大きな変化は見られません。

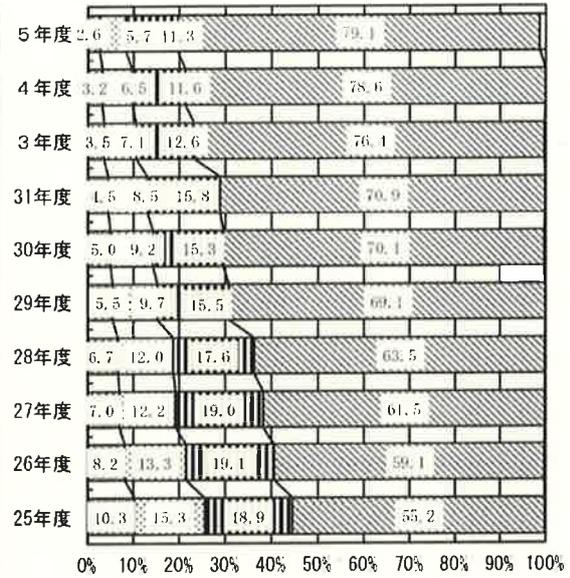
(3)新聞を読んでいますか。基準「月に1~3回程度以上」

		■ ほぼ毎日読んでいる	■ 週に1~3回程度読んでいる	■ 月に1~3回程度読んでいる	
		■ ほとんど、または、全く読まない	■ その他	□ 無回答	
	質問番号	前回の比較	最大9回前の比較	質問事項	
小	23	→	↘	新聞を読んでいますか	
中	23	→	↘		

【小学校】



【中学校】



経年変化をみると、小中学生とも「月に1~3回程度以上」と新聞を読んでいると回答している児童の割合は、調査開始年度から比べ、減少傾向が伺えます。

これらの項目については、令和5年度調査では学力との間に相関関係が見られておりませんが、平成31年度調査では、教科の平均正答率が高い傾向にあると報告されております。

【参考】

文化庁による令和5年度「国語に関する世論調査」では、1カ月に1冊も本を読まない人が6割を超え、読書離れが進んでいるとされていますが、電子媒体など本以外の活字を読む機会は広がっており、単純に活字離れとは言い切れないとの見方を示しています。併せて、読書は国語力を養う活動の一つでもあり、本に触れる機会を確保するのは重要であるとしています。



## 第3章

# 系満市における 読書・読み聞かせの 現状と課題



## 第3章 糸満市における読書・読み聞かせの現状と課題

### 1. 糸満市の子どもたちの現状と課題

#### (1) 保護者から子どもへの読み聞かせの頻度から見える現状と課題

以下は、令和5年度にブックスタート<sup>1</sup>に参加した保護者のうち、アンケートに協力した474人が回答したものです。「お子さんに絵本を読んであげる時間を持つようにしていますか」という質問に、「毎日読んでいる」「1週間に週2～3回」「1週間に1回」「1カ月に数回」「読んでいない」の5項目で聞いていますが、これを「とても当てはまる」「やや当てはまる」「あまり当てはまらない」「全く当てはまらない」の4項目に当てはめると、以下のようになります。

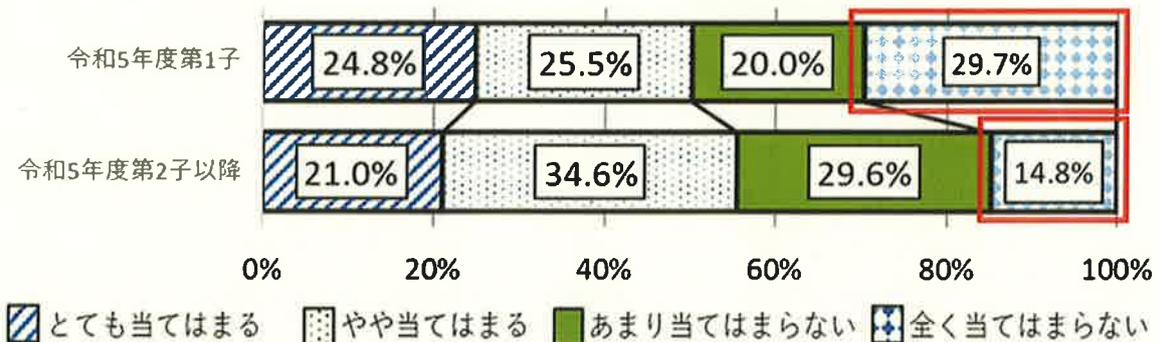
#### ●子どもへの読み聞かせの頻度(令和5年度糸満市ブックスタートアンケートより)

N(対象者数)=553、n(回答数)=503

	とても当てはまる	やや当てはまる	あまり当てはまらない		全く当てはまらない	合計
	毎日	週2～3回	週1回	月数回	読んでいない	
第1子	41人 24.8%	42人 25.5%	33人 20.0%		49人 29.7%	165人
第2子以降	71人 21.0%	117人 34.6%	100人 29.6%		50人 14.8%	338人
合計	112人 22.3%	159人 31.6%	133人 26.4%		99人 19.7%	503人

子どもへの読み聞かせの頻度(糸満市ブックスタートアンケートより)

令和5年度 N=553、n=503

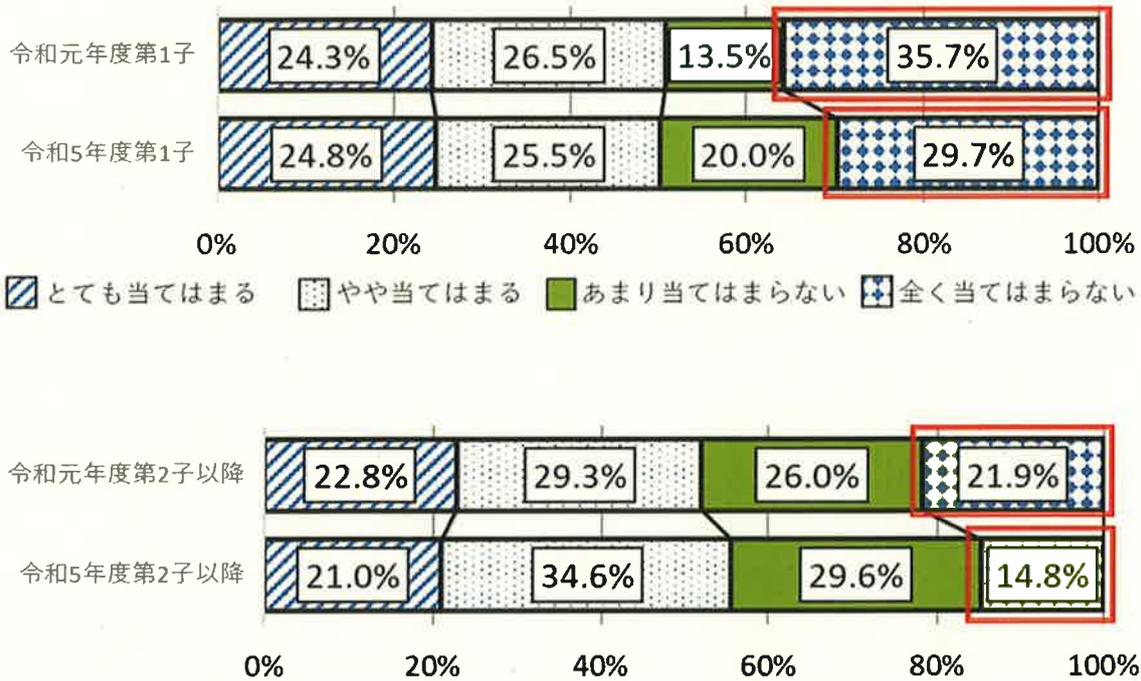


<sup>1</sup> ブックスタートとは、赤ちゃんと絵本を通して楽しさと喜びを分かち合うための活動で、糸満市では平成23年度から実施しています。健康推進課が行う乳幼児健康診査(前期:3～5か月)と同時開催しているため、乳幼児健康診査を受診する保護者全員を対象としています。ブックスタート推進員が絵本を通した子どもとの触れ合い方や読み聞かせの仕方を保護者に伝えた後、5種類の絵本のうちから1冊をプレゼントしています。

第1子を持つ保護者の読み聞かせの頻度と、第2子以上を持つ保護者の読み聞かせの頻度を比較すると、「まったく当てはまらない（読んでいない）」の値が29.7%から14.8%と14.9ポイント低くなっています。このことから第2子以降からは読み聞かせに関心が高まっていると考えられます。

また、第3次計画作成時の令和元年度にブックスタートに参加した保護者アンケートより、令和元年度と令和5年度を比較すると、「まったく当てはまらない（読んでいない）」の値が、第1子で35.7%から29.7%、第2子以降で21.9%から14.8%とそれぞれ低くなっており、以前より若干ながらも読み聞かせに関心を持つ保護者が多くなっていることが考えられます。

子どもへの読み聞かせの比較（糸満市ブックスタートアンケートより）  
令和元年度 n = 523 令和5年度 n = 503



【課題】

ブックスタート会場アンケートでは、「まったく当てはまらない（読んでいない）」と答える保護者の割合は改善していますが、一方、「とても当てはまる」「やや当てはまる」と答える保護者の割合に大きな改善は見られず、「読み聞かせは読書への入り口」であることから、何らかの対策を講じる必要があります。

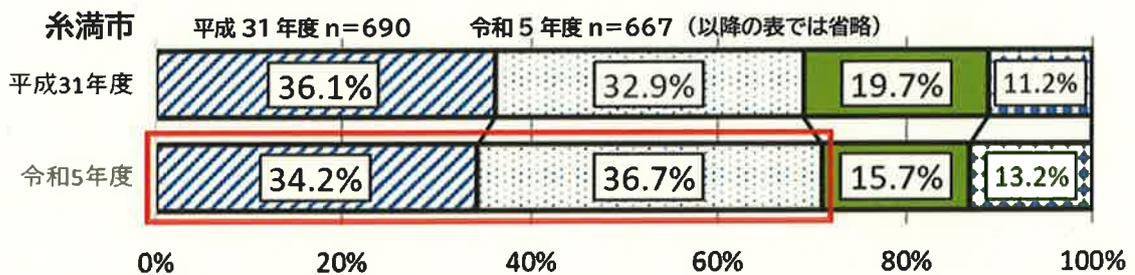
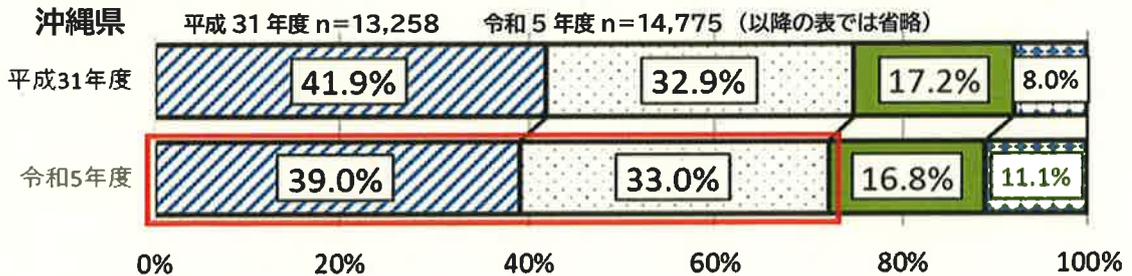
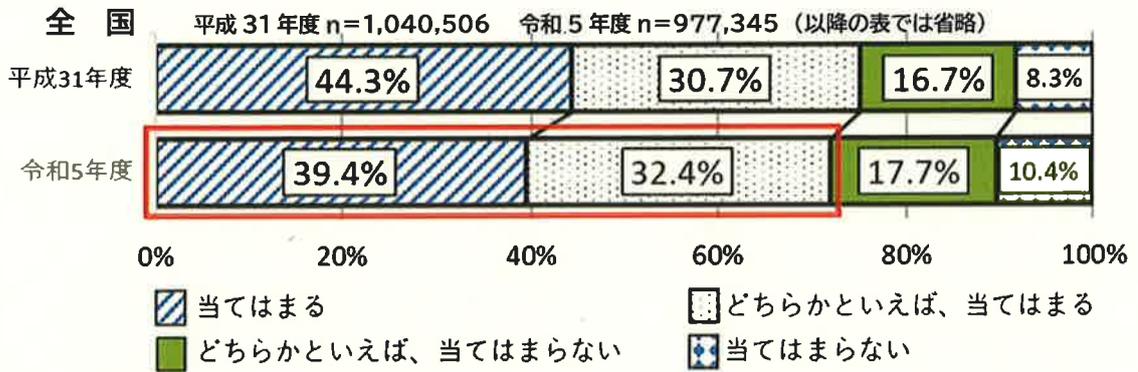
読書習慣の定着のためには成長に応じて継続した読み聞かせ等の支援が必要であることから、令和6年度からブックスタート事業の拡充として、セカンドブックを1歳6カ月児を対象に開始しております。今後も、成長に応じた切れ目のない施策の展開が必要と思われます。

## (2)小中学生における読書の現状と課題

小中学生における調査は、小学6年生・中学3年生を対象とした「令和5年度全国学力・学習状況調査<sup>2</sup>」、及び令和6年12月に糸満市教育委員会で行った小学6年生・中学3年生を対象とした「令和6年度読書に関するアンケート」を参考として、読書の現状と課題を見ていきます。

### ① 令和5年度全国学力・学習状況調査

#### ア-(ア)小学生 『読書は好きですか』



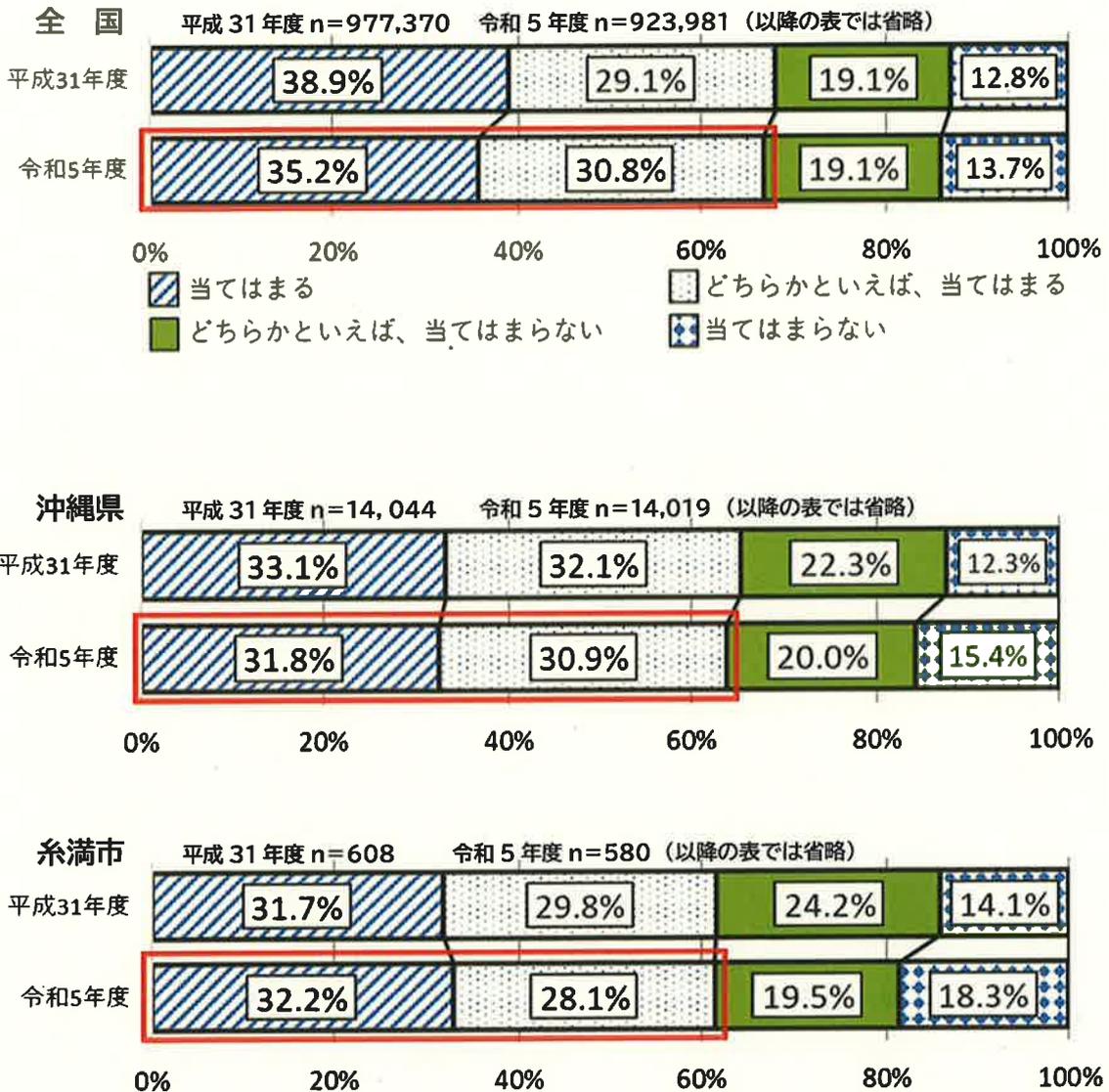
小学生に関して、「当てはまる」「どちらかといえば当てはまる」と肯定的に答えた割合は、令和5年度、全国平均は71.8%、沖縄県平均は72.0%なのに対し、糸満市は70.9%となっていて、全国平均、沖縄県平均と比較すると若干低い状況となってい

<sup>2</sup> 詳細は以下の URL からご覧ください。

([https://www.nier.go.jp/23chousakekkahoukoku/factsheet/47\\_okinawa/index.html](https://www.nier.go.jp/23chousakekkahoukoku/factsheet/47_okinawa/index.html))

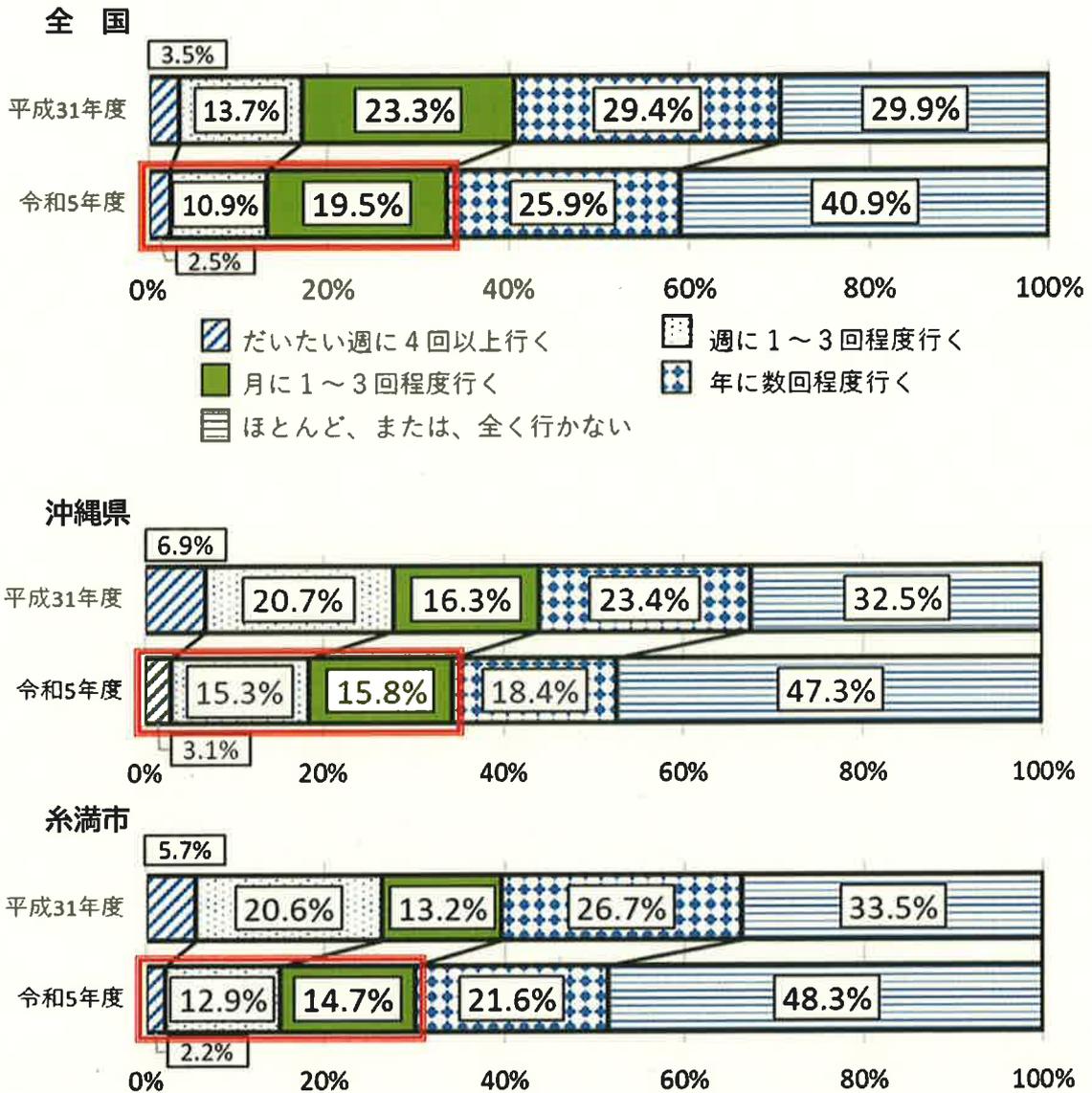
ます。平成31年度調査と比較して、全国的に読書好きが減少している傾向の中で、糸満市においては1.9ポイントと若干ではありますが読書好きが増えています。

### ア-(イ)中学生 『読書は好きですか』



中学生に関して、「当てはまる」「どちらかといえば当てはまる」と肯定的に答えた割合は、令和5年度は、全国平均は66.0%、沖縄県平均は62.7%なのに対し、糸満市は60.3%となっていて、全国平均、沖縄県平均と比較すると若干低い状況となっています。平成31年度の調査と比較しても、肯定的にとらえている割合はこれまでと変わらない状況です。

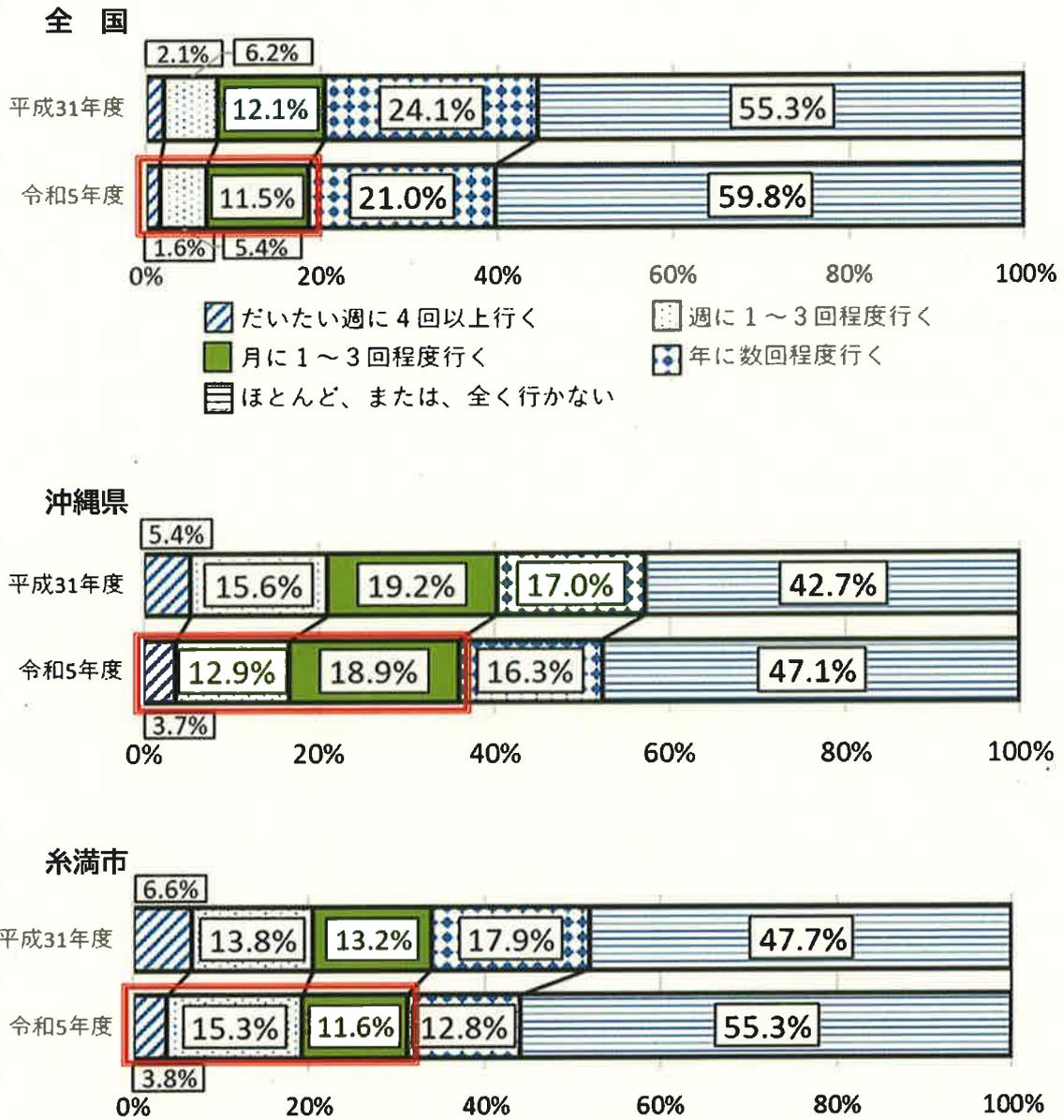
イ-(ア)小学生 『昼休みや放課後、学校が休みの日に、本を読んだり、借りたりするために、学校図書館や地域の図書館にどれくらい行きますか』



小学生に関して、「月1回以上行く<sup>3</sup>（「だいたい週に4回以上行く」「週に1～3回程度行く」「月に1～3回程度行く」の合計）」と答えた割合は、令和5年度は、全国平均は32.9%、沖縄県平均は34.2%、糸満市は29.8%となっていて、全国平均、沖縄県平均より若干低い状況となっています。平成31年度調査と比較して全国的に図書館へ行く割合が低くなっているのは、コロナ禍によって外出の機会が少なくなったことも考えられますが、糸満市では半数近くは「ほとんど、または、全く行かない」状況となっています。

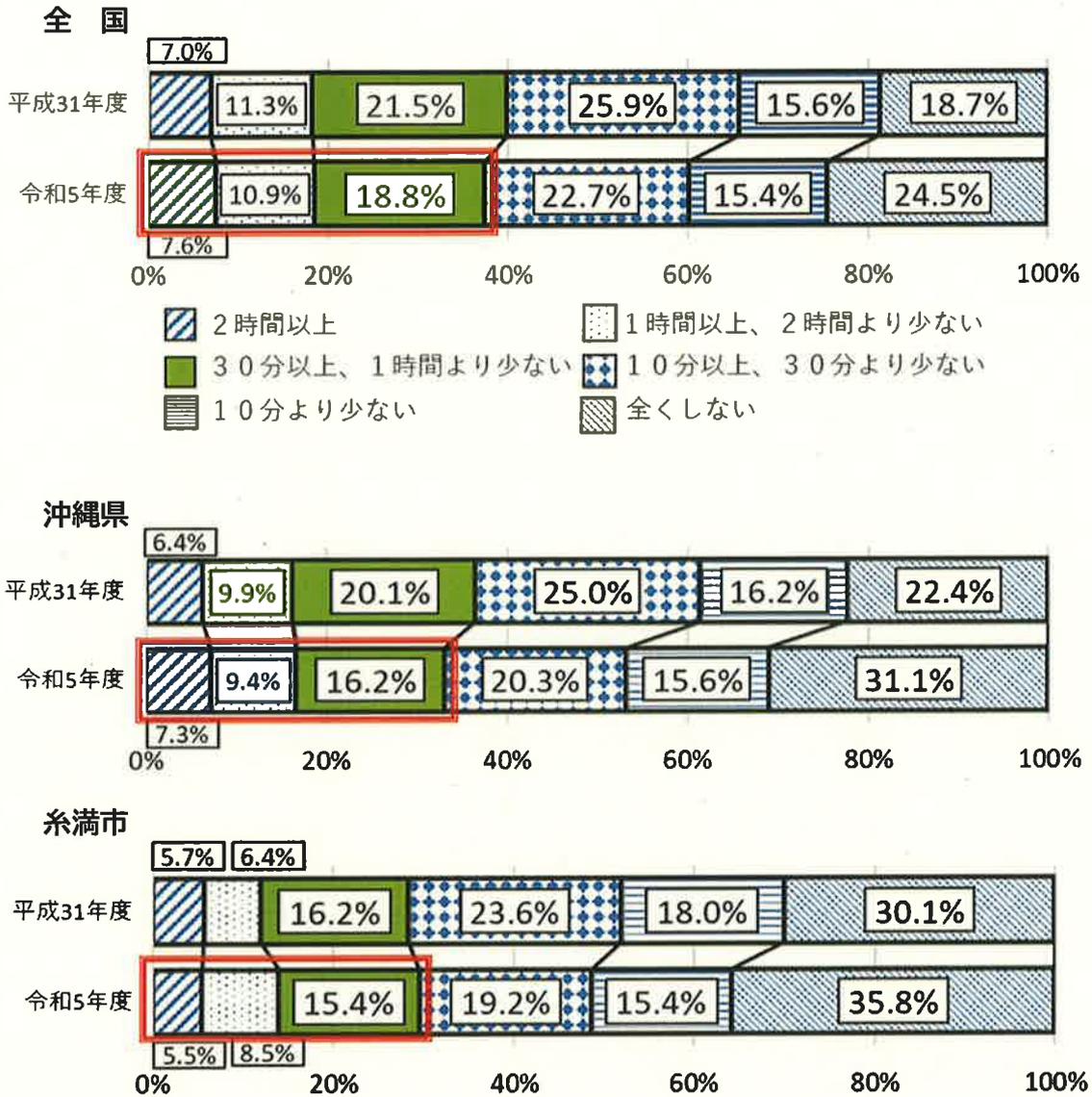
<sup>3</sup> 「月1回以上行く」で分析をしているのは、「平成31年度全国学力・学習状況調査」より、「月1回以上学校図書館や地域の図書館を利用している児童の方が教科の平均正答率が高い傾向」とされているためです。

イ-(1)中学生 『昼休みや放課後、学校が休みの日に、本を読んだり、借りたりするために、学校図書館や地域の図書館にどれくらい行きますか』



中学生に関して、「月1回以上行く（同上）」と答えた割合は、令和5年度は、全国平均は18.5%なのに対し、沖縄県平均が35.5%、糸満市は30.7%で全国平均より高い状況です。しかし、小学生と同様、平成31年度調査と比較して図書館へ行く割合は全国的に低くなっており、糸満市でも「ほとんど、または、全く行かない」と答えたのは55.3%で、小学生よりも高い結果になっています。

ウ-(ア)小学生 『学校の授業時間以外に、普段(月曜日から金曜日)、1日当たりどれくらいの時間、読書をしますか』

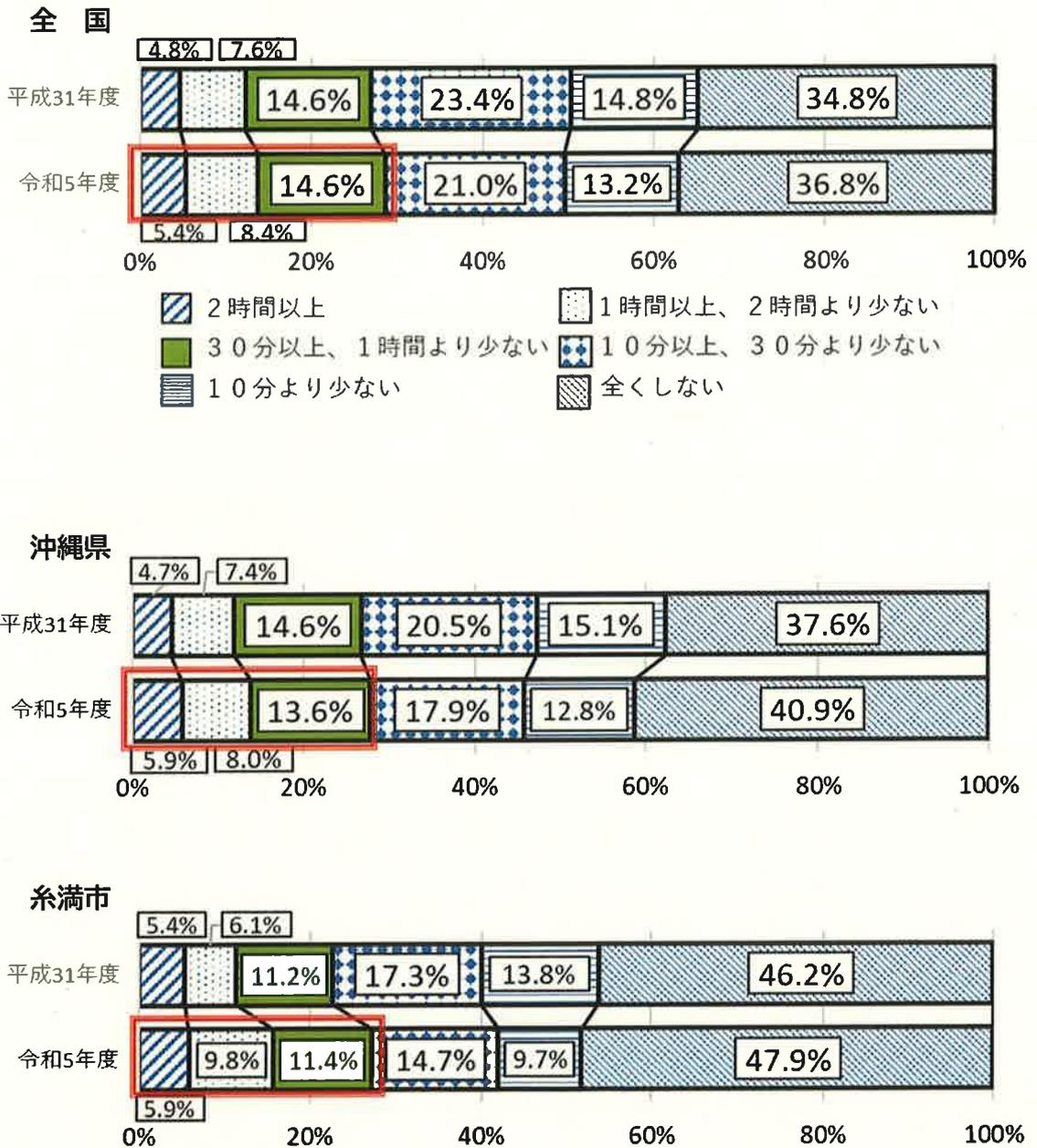


小学生に関して、「30分以上<sup>4</sup>（「2時間以上」「1時間以上、2時間より少ない」「30分以上、1時間より少ない」の合計）」と答えた割合は、令和5年度は、全国平均は37.3%、沖縄県平均は32.9%なのに対し、糸満市は29.4%となっていて、全国平均、沖縄県平均より低い状況となっています。一方、「全くしない（読んでいない）」と答えた割合は、糸満市は35.8%となっていて、全国平均、沖縄県平均より高く、糸満市で

<sup>4</sup> 「30分以上」で分析をしているのは、「平成31年度全国学力・学習状況調査」より、「30分以上読書をしている児童の方が教科の平均正答率が高い傾向」とされているためです。また、「子供の読書活動の推進等に関する調査研究（平成29年7月5日）」より、「平日の読書時間と意識・行動等に関連性あり」とされていて、図表の区分も「30分以上」「30分未満」「まったくしない」に分けられていたためです。

は3人にひとりを読んでいないということになります。平成31年度の調査と比較しても、全国的に「全くしない（読んでいない）」と答えた割合が高くなっており、改善されていないことがわかります。

ウ-(イ)中学生 『学校の授業時間以外に、普段(月曜日から金曜日)、1日当たりどれくらいの時間、読書をしますか』



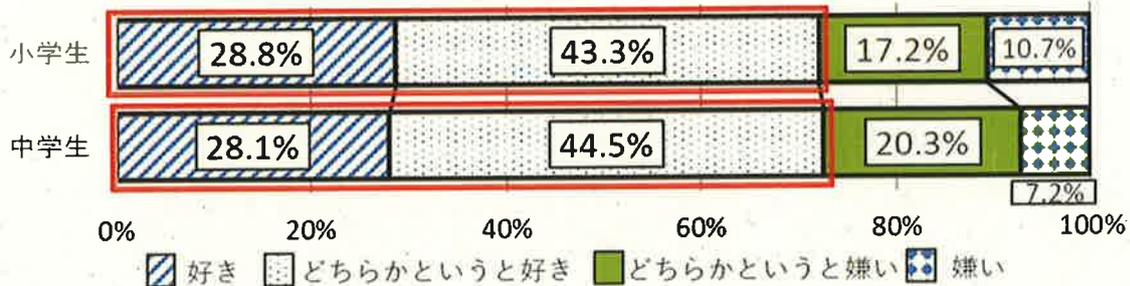
中学生に関して、「30分以上（同上）」と答えた割合は、全国平均は28.4%、沖縄県平均は27.5%、糸満市は27.1%と全国的に低く、同様の傾向がみられます。一方、「全くしない(読んでいない)」と答えた割合は、糸満市は47.9%となっていて、全国平均、

沖縄県平均より高く、全く読まない割合が大きくなっています。糸満市では半数近くは読んでいないということになります。小学生同様、平成31年度の調査と比較しても、全国的に「全くしない(読んでいない)」と答えた割合が高くなっており、改善されていないことがわかります。

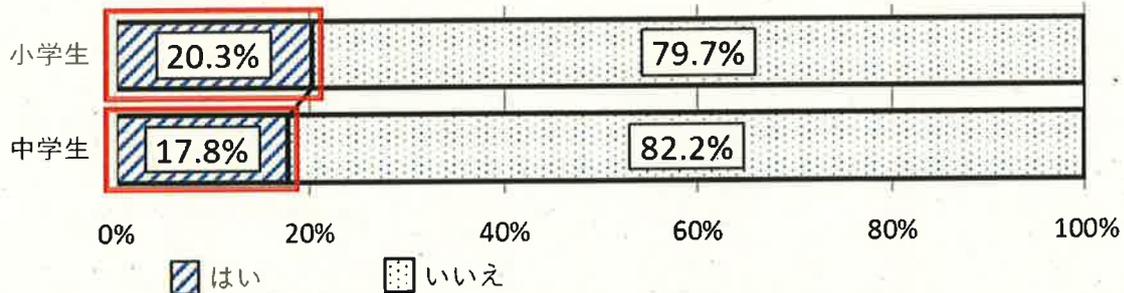
## ② 令和6年度読書に関するアンケート（糸満市独自調査）

### ア 『あなたは、本を読むのが好きですか』

小学校 N=726、n=577、中学校 N=695、n=488（以下省略）

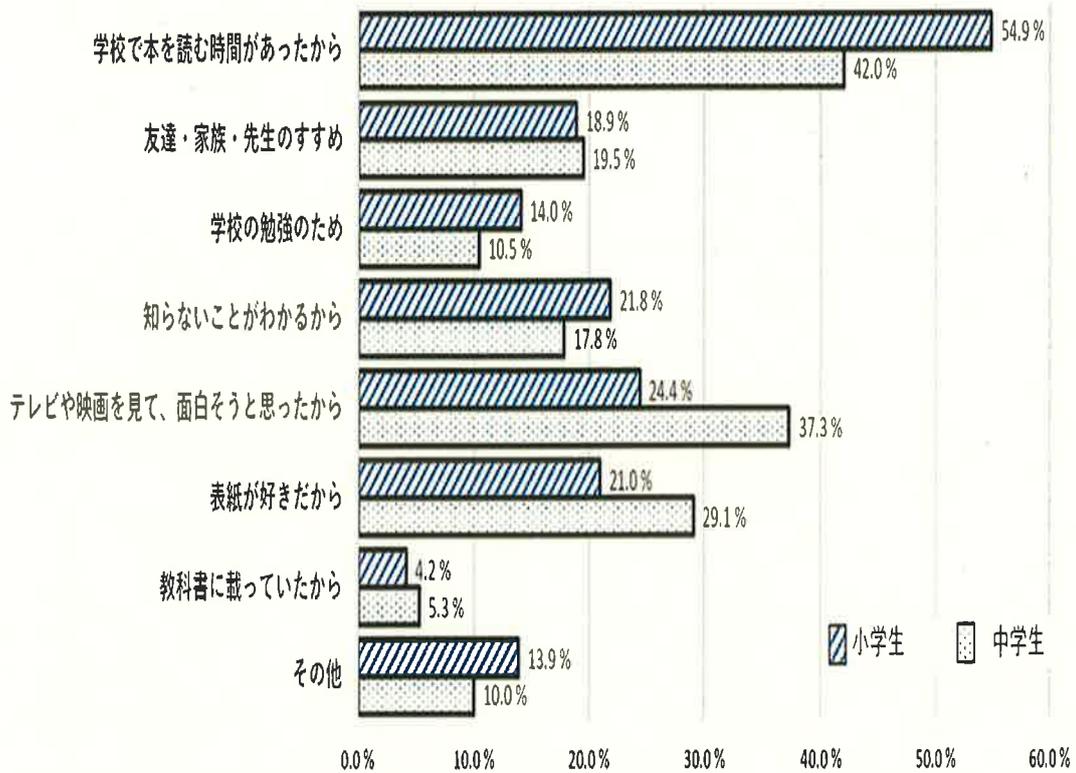


### イ 『あなたは、一日30分以上、本を読みますか』

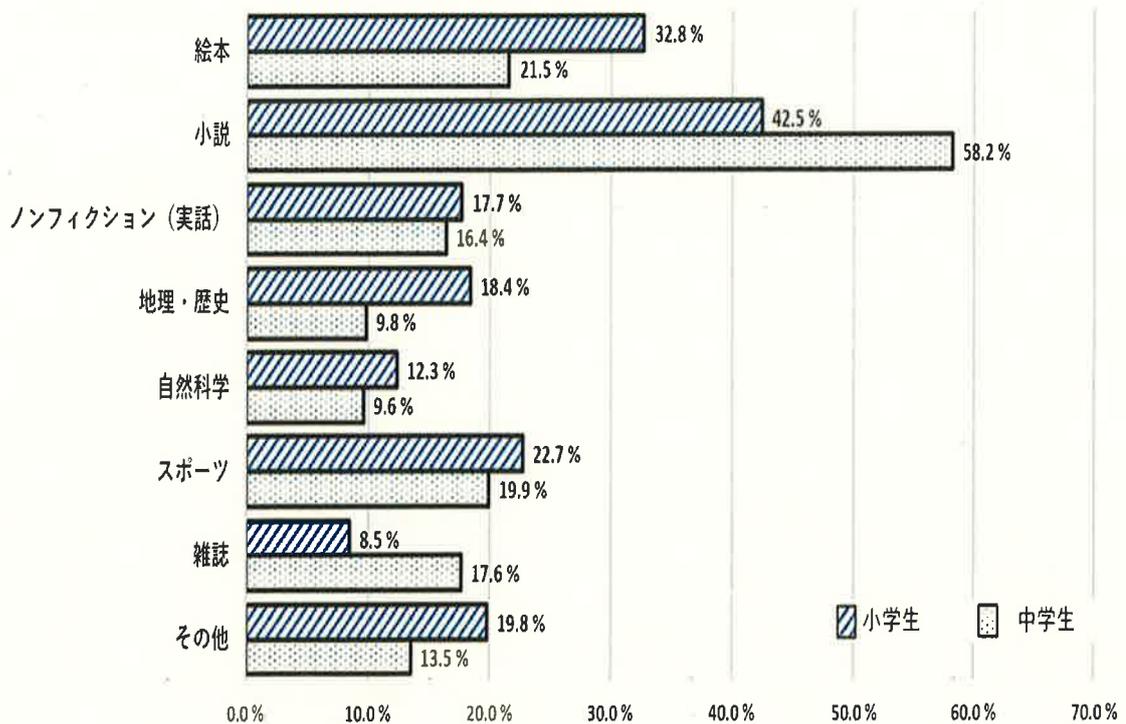


本を読むのが好き（「好き」「どちらかというが好き」）と答えた割合は、小中学生とも70%を上回り比較的多く感じられますが、一日30分以上読むと答えたのは20%程度で、十分な読書時間は確保できていない結果となっています。

ウ 『あなたが本を読むきっかけは何ですか。3つまで選んでください。』

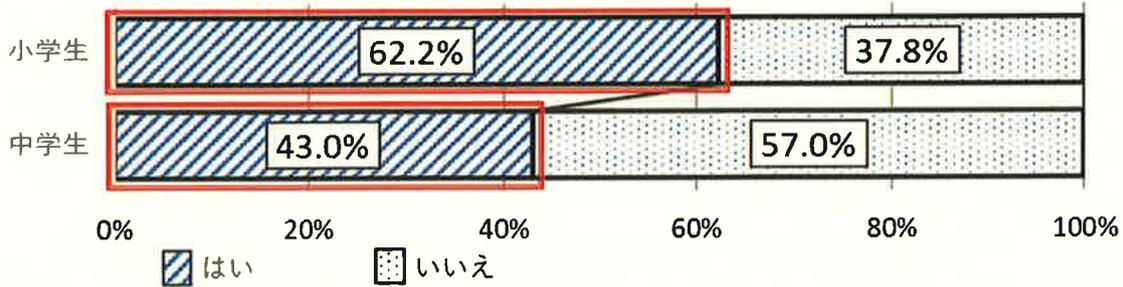


エ 『あなたはどんな本が好きですか。3つまで選んでください』



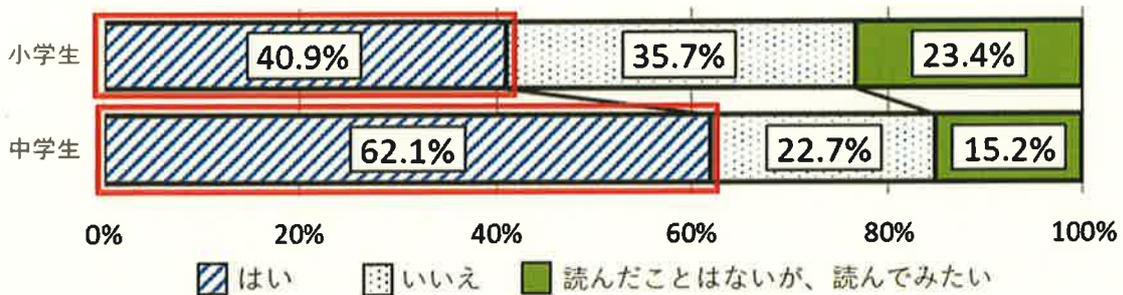
本を読むきっかけは、「学校で本を読む時間があったから」が全体的に多い結果でした。学校での読み聞かせの時間は本を読む習慣に繋がる可能性があります。好きな本については、小説や絵本が好きという回答が多くありました。その他の意見の中には漫画が好きという意見も多く、学習漫画が本を読むきっかけという回答もありました。県は多様な子ども達の読書活動を推進するため、多様な読書の推進を定義しており、漫画等も含めた幅広い媒体からの読書のきっかけづくりが求められています。

オ 『あなたは、課題図書を読んだことがありますか』



小学生は半数以上が課題図書を読んだことがあると答えていますが、中学生においては半数以下という結果でした。課題図書はその学年の児童の成長や発達、学習に適した内容の本となるので、多くの児童生徒が読むことが望まれます。

カ 『あなたは、電子書籍(タブレットやスマートフォンなどの携帯、パソコンで読むことのできるデジタルデータ化された本)を読んだことがありますか』



中学生は年齢的にスマートフォンを持っている割合が多いと推測され、電子書籍を読んだことがあると答えた割合は、半数以上でした。小学生は半数には届きませんが、「読んだことはないが読んでみたい」と答えた児童も多く、タブレット等も活用しながら電子書籍を読める環境づくりも必要です。

**【課題】**

- ① 「読書が好き」と答える児童生徒の割合は全国平均・沖縄県平均・糸満市平均において大差はないですが、読書が好きな児童生徒を増やすために、関係機関が連携して取り組む必要があります。
- ② 学校図書館や地域の図書館を訪れる割合は減少しており、コロナ禍の影響も考えられますが、学校の授業時間以外にも本を読まないと答えた割合は小中学生とも高い結果となっていることから、引き続き読書習慣を定着させるための取組が継続して必要です。
- ③ 学校で本を読む時間を確保することで、本を読む習慣に繋がる可能性があります。それぞれの学年に適した本や電子書籍等を充実させることにより、児童生徒が限られた時間でも気軽に読書ができる環境を整備する必要があります。

## 2. 子どもたちの読書や読み聞かせを支える環境の現状と課題

### (1)教育・保育施設

教育・保育施設については、令和6年10月に糸満市教育委員会で行った保育園・こども園等における「子どもの読書活動推進に関する調査」を参考として、読書の現状と課題を見ていきます。

《回答率》 (施設数)

種別	公立 <sup>5</sup>				私立								認可外保育施設		全体			
	認定こども園		子育て支援施設		認可保育所 <sup>6</sup>		認定こども園		小規模保育事業所		幼稚園		子育て支援施設		H31	R5	H31	R5
	H31	R5	H31	R5	H31	R5	H31	R5	H31	R5	H31	R5	H31	R5				
全体	5	3	3	2	14	13	12	15	14	16	1	1	0	1	4	7	53	58
回答	5	3	3	2	10	13	11	15	6	16	1	1	0	1	2	7	38	58
回答率	100%	100%	100%	100%	71%	100%	92%	100%	43%	100%	100%	100%	—	100%	50%	100%	72%	100%

① 児童書(絵本含む)の蔵書状況について教えてください。 (施設数)

	公立		私立		認可外保育施設	
	H31年度	R5年度	H31年度	R5年度	H31年度	R5年度
1,000冊以上	3	1	5	10	1	0
501~999冊	1	1	13	6	0	1
500冊以下	4	3	10	30	1	6
計	8/8	5/5	28/41	46/46	2/4	7/7

② 児童書(絵本含む)の状態について教えてください。 (施設数)

	公立		私立		認可外保育施設	
	H31年度	R5年度	H31年度	R5年度	H31年度	R5年度
新しい絵本が多い	0	0	7	3	2	2
古い絵本や修繕をした絵本が多少ある	7	1	17	35	0	5
古い絵本や修繕をした絵本が多い	1	4	4	8	0	0
計	8/8	5/5	28/41	46/46	2/4	7/7

ほとんどの施設において、児童書(絵本含む)の老朽化が顕著となっています。

<sup>5</sup> 公立の施設について、認定こども園【H31】真壁、喜屋武、兼城、糸満南、西崎、【R5】真壁、喜屋武、糸満南(兼城、西崎については、令和6年度調査時点では私立へ移行しており除外)。子育て支援施設【H31】ぬくぬく、ぼかぼか、まかべ、【R5】ぼかぼか、まかべ(ぬくぬくについては、令和6年度調査時点では私立へ移行しており除外)。

<sup>6</sup> 認可保育所について、【R5】分園の2園は除く。

③ 児童書(絵本含む)の貸出を行っていましたか。

(施設数)

	公 立		私 立		認可外保育施設	
	H31年度	R5年度	H31年度	R5年度	H31年度	R5年度
は い	7	5	9	13	1	3
い い え	1	0	19	33	1	4
計	8/8	5/5	28/41	46/46	2/4	7/7

ア また、どれくらいの方が利用していましたか。(複数回答)

(施設数)

	公 立		私 立		認可外保育施設	
	H31年度	R5年度	H31年度	R5年度	H31年度	R5年度
保護者	全 員(2) 4~6割(1) 1~3割(5)	全 員(1) 4~6割(2)	全 員(2) 7~9割(1) 4~6割(1) 1~3割(5)	全 員(2) 1~3割(4)	全 員(1)	1~3割(3)
児 童	-	全 員(3)	-	全 員(3) 7~9割(2) 4~6割(2) 1~3割(4)	-	全 員(1) 1~3割(2)

保護者や児童への児童書(絵本含む)の貸出は、対象は異なりますが公立では全ての施設で行われています。私立や認可外保育施設では貸出を行っていない施設も多く見受けられます。

④ 読み聞かせの状況について教えてください。

ア 読み聞かせをしていましたか。

(施設数)

	公 立		私 立		認可外保育施設	
	H31年度	R5年度	H31年度	R5年度	H31年度	R5年度
は い	8	5	28	46	2	7
い い え	0	0	0	0	0	0
計	8/8	5/5	28/41	46/46	2/4	7/7

イ また、どのくらいの頻度で行っていましたか。

(施設数)

	公 立		私 立		認可外保育施設	
	H31年度	R5年度	H31年度	R5年度	H31年度	R5年度
毎 日	-	5	-	43	-	6
週に複数回	-	0	-	3	-	1
週に1回	-	0	-	0	-	0
月に数回	-	0	-	0	-	0
そ の 他	-	0	-	0	-	0
計	-	5/5	-	46/46	-	7/7

## ウ 誰が読み聞かせをしていましたか。(複数回答可)

(施設数)

	公 立		私 立		認可外保育施設	
	H31年度	R5年度	H31年度	R5年度	H31年度	R5年度
職 員	5	5	28	46	2	7
ボランティア	3	2	6	4	0	0
そ の 他	3	0	3	2	0	0

すべての施設で職員による読み聞かせが行われていました。他にも小中学生や実習生、職員の友人や地域の方々といったボランティアの方による読み聞かせも行われている事例もあります。

## ⑤ 保護者に対して、以下の取組を行っていましたか (複数回答可)。

(施設数)

	公 立		私 立		認可外保育施設	
	H31年度	R5年度	H31年度	R5年度	H31年度	R5年度
読み聞かせに関する研修会等の実施	3	2	3	3	1	0
園だより等に絵本の紹介や読み聞かせの大切さ等を盛り込む	6	1	19	27	1	3
そ の 他 取 組	0	4	7	11	1	1
特段行っていない	1	0	7	10	0	4

公立では、研修会等の実施や園だより以外にも、絵本の講演会や図書館でのイベントの周知等も行われていました。私立や認可外保育施設では、親子読み聞かせの実演や保護者による読み聞かせも行われていました。「好きな絵本等を保護者へ伝え、就寝前の絵本の読み聞かせ等を勧めている」「毎月個人で一冊購入して月末に持ち帰ってもらう」等、いろいろな工夫がされているようです。

## ⑥ 中央図書館と以下の連携を行っていましたか。(複数回答可)

(施設数)

	公 立		私 立		認可外保育施設	
	H31年度	R5年度	H31年度	R5年度	H31年度	R5年度
団 体 貸 出	1	1	9	8	0	4
そ の 他 連 携	1	3	1	3	0	1
特段行っていない	6	2	18	36	2	3

中央図書館の団体貸出を利用している施設もありますが、連携を特段行っていないと答えた施設が多い結果となりました。中央図書館見学ツアーの事例もありましたが、より連携を検討する必要があると思われます。

⑦ 利用園児への読み聞かせの環境がさらに良くなるために、糸満市に要望すること  
はありますか。(複数回答可)

公立

<p>①財政的支援</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・子どもたちにいろいろな絵本と出会い、好きな絵本を楽しめるようにしたい。</li> <li>・絵本を購入のための予算が足りない。</li> <li>・古くなって修繕している本も多い。</li> </ul>
<p>②中央図書館との連携強化</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・移動図書館くろしお号の巡回により、いろいろな絵本を読んでもらうことができる。</li> </ul>
<p>③イベント・研修等の支援</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・子育て世帯を対象に親しむイベント(読み聞かせ以外)。</li> </ul>

私立・認可外保育施設

<p>①財政的支援</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・絵本や紙芝居等の寄付。</li> <li>・絵本コーナーの環境整備に係る予算や補助等があると良い。</li> <li>・絵本は意外と高額なので、購入のための補助。</li> <li>・小学校の読み聞かせ組織への支援。</li> </ul>
<p>②中央図書館との連携強化</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・園児が多く送迎が困難なため、市所有のマイクロバスを活用して図書館利用を行いたい。</li> <li>・保育園で毎日の読み聞かせを行うことで児童の絵本への興味関心は高くなる。中央図書館の絵本を年に1~2回程度でも、保育園内で貸し出しを行いたい。</li> <li>・移動図書館くろしお号の定期的な巡回。</li> <li>・お迎えの時間等を利用し移動図書館くろしお号を敷地内で実施することで、絵本に親しむことができるようになる。</li> <li>・市の管理のもと、図書館職員やボランティアの方を派遣し、読み聞かせ等に来園して欲しい。</li> <li>・中央図書館での催しに園から出向いて参加することが難しいので、園の方に来ていただけるような取り組み(お話し会等)があれば、子ども達の経験の場が広がると思う。</li> <li>・低月齢児、低年齢児へのおすすめの絵本、利用方法のアドバイス(購入の参考にしたい)。</li> <li>・園児が園単位で図書館に行くイベントや企画を行って欲しい。</li> </ul>

## ③ボランティア等

- ・市が主催して研修会をったり、読み聞かせボランティアを募り、保育園等と協力すると、保護者の読書に対する意識が高くなると思う。
- ・読み聞かせボランティアの派遣。園児も新鮮さがあり、職員も読み聞かせ方法を学べる。
- ・職員や保護者向けに読み聞かせの研修(読み聞かせ養成講座)や、園内で講演会を開催する時の講師の紹介・斡旋等。
- ・読み聞かせボランティアを増やし、保育園へも足を運べる体制をとって欲しい。
- ・家庭や書店で見かける機会が少ないせいか、紙芝居に興味を示す子も多く、多様な読書に親しめる取組の機会を提供してほしい。
- ・ボランティアによる出張読み聞かせ(保護者の読み聞かせだと親を求めて泣く姿がみられる)。

## ④その他

- ・スマホ等の普及により子ども達が絵本よりも動画を好む傾向にあるため、絵本の楽しさや想像することの面白さをもっと伝えられるような新しい取り組みがあってもよい。
- ・絵本のひろばやブックスタート事業等、力を入れていて素晴らしいことだと思うが、その情報を上手くキャッチできるか、格差がある。周知方法の検討。
- ・健診で絵本が頂けるのはとても喜ばれている。以前に比べ、「お家で何して遊んでいるのか」の問いに、絵本や図鑑が好きでみています」の声が増えているように感じる。
- ・地域のコミュニティーに小さな図書館があればと思う。公民館等を利用。
- ・小学校や幼児施設の読み聞かせ組織が一堂に会するイベントや交流機会。
- ・小学校1年生の保護者を読み聞かせ参加に促すような取組。
- ・幼児施設単位で読み聞かせ参加が出来る取り組み。
- ・沖縄県子ども読書指導員の活用。
- ・本市出身の絵本環境アドバイザー等による定期的な講話・読み聞かせ講座等の実施。
- ・読み聞かせの指導等で、園へ専門の方を派遣して欲しい。

現在、読み聞かせボランティア講座等の開催を行っていますが、さらなる支援の拡充が求められています。ボランティア人材にも限りがあることから、各施設自身での取り組みも望まれます。講座開催の周知も含めて、市で行っているイベント(絵本のひろば&子どもげきじょう等)についても、施設のメーリングリストやSNS等を活用して新たな周知活動が必要と思われます。施設等においても、保護者まで伝わるよう周知の徹底をする必要があります。

また、移動図書館くろしお号の巡回の要望は多くありますが、巡回箇所には限りがあることから、効果的なステーションの選定を引き続き検討していく考えです。他にも、絵本等の確保が困難との意見を踏まえ、現在実施している小中学校、こども園、放課後児童クラブ等を対象として、寄贈された絵本や児童書を譲渡するブックリサイクルを継続して行っています。

【課題】

- ① 絵本の整備状況を改善するためにも、所管課、関係課において、絵本の購入財源確保の検討が必要です。
- ② 保護者に対し、子どもへの読み聞かせがいかに良いかを伝える取組が必要です。
- ③ 読み聞かせボランティアについて、より多くの施設で実施できる仕組みづくりが必要ですが、それぞれの施設においての自主的な取組も望まれます。
- ④ 講座やイベント等の周知方法の強化が必要です。
- ⑤ 団体貸出やブックリサイクルを含めた、中央図書館との連携強化が必要です。
- ⑥ 移動図書館くろしお号の効果的なステーション配置は継続して必要です。

(2)小中学校

小中学校については、令和6年10月に糸満市教育委員会で行った「子どもの読書活動推進に関する調査<sup>7</sup>」を参考として、読書の現状と課題を見ていきます。

① 読書指導の状況について教えてください。

ア 「1年間の読書冊数」の目標を定めていましたか。

小学校（6年生）		（学校数）		中学校（3年生）		（学校数）	
	H31年度	R5年度		H31年度	R5年度		
はい	9	7		6	6		
90冊	2	2		45冊	1	1	
80冊	3	2		40冊	4	4	
70冊	3	1		15冊	1	1	
60冊	0	2		いいえ	0	0	
20冊(学年指定図書)	1	0					
いいえ	1	3					

一年間の目標読書冊数について差はありますが、ほとんどの学校で定められています。中学校に比べて、小学校の目標冊数が多い傾向にあるようです。

【参考】

第五次沖縄県子どもの読書活動推進計画の基本方針では、児童生徒が多く本を読むことよりも、まずは読書を楽しみ、好きになる取り組みが重要としています。主体的に本を読むようになるために、「量から質への転換」を図る必要があるとし、第五次推進計画では「一人あたりの図書貸出冊数」の目標値を設定しないこととしています。

<sup>7</sup> アンケート調査の対象の学年は、「全国学力・学習状況調査」と合わせて、小学6年生と中学3年生としています。

## ② 学校図書館の整備状況について教えてください。

## ア 学校図書館の蔵書数について教えてください(令6年3月31日時点)。

小学校(10校) 図書館図書標準冊数は、各年5月1日現在の学級数にて試算

学校名	H31年度			R5年度		
	蔵書数	図書館図書標準冊数 <sup>8</sup>	達成率	蔵書数	図書館図書標準冊数	達成率
兼城小学校	12,737	12,760	99.8%	15,542	13,000	119.6%
糸満小学校	11,829	10,760	109.9%	11,685	11,160	104.7%
糸満南小学校	14,267	12,360	115.4%	15,656	13,600	115.1%
高嶺小学校	8,217	8,760	93.8%	10,000	9,160	109.2%
真壁小学校	7,704	6,040	127.6%	8,000	6,520	122.7%
喜屋武小学校	6,526	6,520	100.1%	6,887	6,520	105.6%
米須小学校	7,783	6,040	128.9%	8,346	8,360	99.8%
西崎小学校	15,224	12,760	119.3%	15,000	12,760	117.6%
潮平小学校	18,243	12,560	145.3%	15,982	12,360	129.3%
光洋小学校	12,368	10,760	114.9%	12,659	11,160	113.4%

●米須小学校大度分校は、令和5年度蔵書数300冊。

中学校(6校) 図書館図書標準冊数は、各年5月1日現在の学級数にて試算

学校名	H31年度			R5年度		
	蔵書数	図書館図書標準冊数	達成率	蔵書数	図書館図書標準冊数	達成率
兼城中学校	11,484	10,160	113.0%	11,863	10,720	110.7%
糸満中学校	11,515	13,600	84.7%	13,221	15,200	87.0%
高嶺中学校	9,496	7,920	119.9%	9,436	9,040	104.4%
三和中学校	9,964	8,480	117.5%	8,670	10,160	85.3%
西崎中学校	12,468	11,680	106.8%	14,220	14,880	95.6%
潮平中学校	9,208	10,160	90.6%	10,000	11,200	89.3%

●三和中学校大度分校は、令和5年度蔵書数200冊。

<sup>8</sup> 公立義務教育諸学校の学校図書館に整備すべき蔵書の標準として、平成5年3月に定められたものです。詳細は以下のURLからご確認ください。(https://www.mext.go.jp/a\_menu/sports/dokusyo/hourei/cont\_001/016.htm)

イ 児童生徒が読書を楽しむのに十分な本(物語)はそろっていると思いますか。

小学校(大度分校含む)

(学校数)

とてもそう思う	1
ややそう思う	4
あまりそう思わない	5
本は多いが古いため/本は新しいが少ないため	
全くそう思わない	1
本は新しいが少ないため	

中学校(大度分校含む)

(学校数)

とてもそう思う	0
ややそう思う	6
あまりそう思わない	0
全くそう思わない	1
図書館がなく、書庫スペースが限られている	

ウ 児童生徒が授業で活用できる本や資料等は十分にそろっていると思いますか。

小学校(大度分校含む)

(学校数)

とてもそう思う	0
ややそう思う	4
あまりそう思わない	7
本は多いが古いため/本は新しいが少ないため/本が古く少ないため/一つのテーマをクラス単位で補える数は無い/予算が限られており、本の種類を十分に揃えられない	
全くそう思わない	0

中学校(大度分校含む)

(学校数)

とてもそう思う	0
ややそう思う	6
あまりそう思わない	1
スペースに限りがあり、十分な量の図書が保管できない	
全くそう思わない	0

エ 図書館の読書・学習スペースは、十分足りていると思いますか。

小学校		(学校数)
とてもそう思う		2
ややそう思う		6
あまりそう思わない		1
児童数に対して、図書館の座席が足りない		
全くそう思わない		1
学校規模・児童数に対して広さが足りない		

中学校		(学校数)
とてもそう思う		0
ややそう思う		5
あまりそう思わない		1
学級の人数が増えたため、学習スペースが狭い		
全くそう思わない		0

●大度分校は図書館がなく、図書コーナーのみで、図書を保管する場所がない。

学校図書館の整備状況について、学校図書館の蔵書数に関しては、学校図書館図書標準冊数を満たしている学校は小学校で10校中9校、中学校で6校中2校でした。

しかし、本や資料の充実度について、「児童生徒が読書を楽しむのに十分な本（物語）はそろっていると思うか」「児童生徒が授業で活用できる本や資料等は十分にそろっていると思うか」の設問については、「足りていない（あまりそう思わない/全くそう思わない）」と否定的に答えた学校は、小学校で半数以上でした。蔵書数が多くても、目的にあった図書が保管されているかの内容についての吟味も必要です。

また、図書館の読書・学習スペースについては、学習スペースとして図書室が狭く、学習用テーブル等も不足しており「足りていない（あまりそう思わない/全くそう思わない）」と答えた学校もありました。

③ 読書推進に関する体制について教えてください。

ア 図書館利用計画等を実施するにあたり、どなたがリーダー的役割を担っていますか。(複数回答可) (学校数)

	小学校		中学校	
	H31年度	R5年度	H31年度	R5年度
管理職	1	0	1	0
司書教諭	2	4	1	0
図書館主任	7	10	5	5
学校司書	3	7	5	2
その他教職員	1	0	0	0
担っている人はいない	1	0	0	0

イ 司書教諭もしくは図書館主任が、司書教諭もしくは図書館主任として従事する時間はありましたか。(学校数)

	小学校		中学校	
	H31年度	R5年度	H31年度	R5年度
十分にあった	1	0	0	0
ある程度はあった	1	5	2	5
あまりなかった	3	4	4	1
全くなかった	4	1	0	0

ウ 司書教諭もしくは図書館主任は、図書館に関する研修に参加していましたか。(学校数)

	小学校		中学校	
	H31年度	R5年度	H31年度	R5年度
参加した	8	9	4	6
参加しなかった	2	1	2	0

エ 児童生徒への読書指導や、学校図書館の利活用等に関する教職員向けの研修を実施しましたか。(学校数)

	小学校		中学校	
	H31年度	R5年度	H31年度	R5年度
実施した	2	4	3	4
特段実施していない	8	6	3	2

図書館利用計画等を実施するにあたって、全ての小中学校において、司書教諭・図書館主任・学校司書がリーダー的役割を担っていました。中でも図書館主任と学校司書がリーダー的役割を担っていたことが多い傾向にありました。司書教諭もしくは図書館主任として従事する時間は、「あまりなかった/全くなかった」と否定的に答えた学校は若

干ではありますが減少し、図書館に関する研修にも参加できていたようです。「学級担任と兼務していることから限られた時間を工面し、図書館司書と連携し対応している」等、学校現場においては工夫しながら対応しており、引き続き、従事する時間が確保できる環境づくりが重要です。

また、学校図書館の館長は学校長として位置づけられているので、管理職の積極的な関わりを持つことが望まれます。読書指導や学校図書館の利活用等に関する教職員向けの研修を実施している学校は若干ながらも増えており、今後も継続的な研修参加が必要です。

#### ④ 児童生徒の読書推進に関して、糸満市教育委員会に要望することはありますか。

(複数回答可)

##### 小学校(大度分校含む)

(学校数)

①学校図書館図書購入費の増額	8
②子どもの読書推進について保護者に理解促進を図る ・学校だけでなく、家庭・地域、社会全体で取り組むことが必要	3
③中央図書館との連携強化 ・地域の図書館利用へつなぐためにも、中央図書館との連携・協働が必要 ・移動図書館くろしお号の巡回(興味・関心が高くなり、読書に親しむ児童・保護者が増える)、授業参観日での巡回	3
④読書や読み聞かせ、学校図書館活用等に関する研修実施	3
⑤その他 ・学校図書館の機能と役割について理解できている司書の配置 ・学校規模に応じた図書室の広さの確保 ・ネット環境の充実(貸出システムが入力できない場合がある)	4
⑥特になし	2

##### 中学校(大度分校含む)

(学校数)

①学校図書館図書購入費の増額	3
②子どもの読書推進について保護者に理解促進を図る	1
③中央図書館との連携強化	0
④読書や読み聞かせ、学校図書館活用等に関する研修実施	0
⑤その他 ・備品購入予算(本棚や学習テーブル等) ・ネット環境の改善(貸出・返却作業がスムーズにいかない) ・視覚の面から理解に繋げるために、授業で活用する電子黒板(図書室常設用)	4
⑥特になし	0

⑤ 児童生徒のうち、読書に特別な支援を要する児童生徒への読書推進に関して、糸満市教育委員会に要望することがありますか。(複数回答可)

小学校(大度分校含む)

(学校数)

・オーディオブック/電子書籍/朗読CD・DVD/拡大絵本/ルビ付き絵本/触感のある絵本の整備 ・中央図書館職員を派遣し、図書館司書による「ブックトークの実施」 ・代読(対面朗読)、出張貸出、多言語による読み聞かせ	6
--	---

中学校(大度分校含む)

(学校数)

・生徒・職員の読書意欲を高めるための研修や講演会を各学校で開催 ・電子図書(自身のタブレットで閲覧可能なもの)の導入	3
---	---

児童生徒や職員の読書意欲を高めるための研修や講演会、学校図書館活用等に関する研修等の要望があります。中央図書館及び各学校司書等が連携し、率先した活動が望まれます。他にも、貸出や返却作業に支障を来すことからネット環境の改善や、電子書籍等の整備の要望等があります。財政的な支援の声もあり、関係部署も含めた図書整備への財源確保に努めることが望まれます。

ボランティア人材にも限りがあることから、各学校独自での取り組みも望まれます。講座開催の周知も含めて、市で行っているイベント(絵本のひろば&子どもげきじょう等)についても、学校のメーリングリストやSNS等を活用して新たな周知活動が必要と思われます。学校等においても保護者まで伝わるよう周知の徹底をする必要があります。また、移動図書館くろしお号の巡回箇所には限りがあることから、効果的なステーションの選定を引き続き検討していく考えです。他にも、絵本等の確保が困難との意見を踏まえ、現在実施している小中学校、こども園、放課後児童クラブ等を対象として、寄贈された絵本や児童書を譲渡するブックリサイクルを継続して行っています。

【課題】

- ① 学校図書館図書の出版年経過による情報の陳腐化が進んでいることから、図書購入費の増額が必要です。
- ② 読み聞かせボランティアについて、より多くの学校で実施できる仕組みづくりが必要ですが、それぞれの学校における自主的な取組も望まれます。
- ③ 講座やイベント等の周知方法の強化が必要です。
- ④ 団体貸出やブックリサイクルを含めた、中央図書館との連携強化が必要です。
- ⑤ 移動図書館くろしお号の効果的なステーション配置は継続して必要です。

- ⑥ 糸満市電子図書館は導入されていますが、児童生徒へ殆ど周知されていません。小中学校のタブレット等に対し電子図書ID・パスワードを発行することで電子図書の利用可能性があることから、学校教育課と連携した取り組みが必要です。
- ⑦ ネット環境と十分な広さの学校図書館の充実が望まれています。

### (3) 児童センター・放課後児童クラブ

児童センター及び放課後児童クラブについては、令和6年10月に糸満市教育委員会で行った児童センター・放課後児童クラブにおける「子どもの読書活動推進に関する調査」を参考として、読書の現状と課題を見ていきます。

《回答率》

(施設数)

種別	児童センター		放課後児童クラブ		全 体	
	H31年度	R5年度	H31年度	R5年度	H31年度	R5年度
全 体	2	2	18	21	20	23
回 答	2	2	13	21	15	23
回答率	100%	100%	72%	100%	75%	100%

#### ① 児童書(絵本含む)の整備状況について教えてください。

(施設数)

	児童センター		放課後児童クラブ	
	H31年度	令和5年度	H31年度	令和5年度
1,000冊以上	1	1	1	0
501~999冊	0	1	2	2
101~500冊	1	0	7	10
100冊以下	0	0	3	9
計	2/2	2/2	13/18	21/21

#### ② 児童書(絵本含む)の状態について教えてください。

(施設数)

	児童センター		放課後児童クラブ	
	H31年度	R5年度	H31年度	R5年度
新しい絵本が多い	0	0	2	3
古い絵本や修繕をした絵本が多少ある	1	0	4	8
古い絵本や修繕をした絵本が多い	1	2	7	10
計	2/2	2/2	13/18	21/21

③ 児童書(絵本含む)の貸出を行っていましたか。(施設数)

	児童センター		放課後児童クラブ	
	H31年度	R5年度	H31年度	R5年度
はい	1	1	1	1
いいえ	1	1	12	20
計	2/2	2/2	13/18	21/21

ア また、どれくらいの方が利用していましたか。(複数回答可) (施設数)

	児童センター		放課後児童クラブ	
	H31年度	R5年度	H31年度	R5年度
保護者	—	0	—	1~3割(1)
児童	1~3割(1)	1~3割(1)	1~3割(1)	1~3割(1)

児童センター、放課後児童クラブとも、児童書(絵本含む)の貸出はほとんど行われていませんでした。不特定多数の児童が利用する施設でもあり、貸出を管理するのは困難という意見があります。

④ 読み聞かせの状況について教えてください。(施設数)

ア 読み聞かせをしていましたか。

	児童センター		放課後児童クラブ	
	H31年度	R5年度	H31年度	R5年度
はい	2	1	11	14
いいえ	0	1	2	7
計	2/2	2/2	13/18	21/21

イ また、どのくらいの頻度で行っていましたか。(施設数)

	児童センター		放課後児童クラブ	
	H31年度	R5年度	H31年度	R5年度
毎日	0	0	1	3
週に複数回	0	0	4	3
週に1回	0	0	2	4
月に数回	1	0	4	4
その他	1	1	0	0

## ウ 誰が読み聞かせをしていましたか。(複数回答可)

(施設数)

	児童センター		放課後児童クラブ	
	H31年度	R5年度	H31年度	R5年度
職員	1	1	11	14
ボランティア	0	0	1	0
その他	2	1	4	0

児童センターでは来館者が未就学児の場合等、必要に応じて職員などが読み聞かせをしているとのこと。全ての放課後児童クラブで職員による読み聞かせが行われていましたが、ボランティア等による読み聞かせは行われていないようです。

## ⑤ 保護者に対して、以下の取組を行っていましたか(複数回答可)。

(施設数)

	児童センター		放課後児童クラブ	
	H31年度	R5年度	H31年度	R5年度
読み聞かせに関する研修会等の実施	—	0	—	0
園だより等に絵本の紹介や読み聞かせの大切さ等を盛り込む	—	1	—	1
その他取組	—	0	—	0
特段行っていない	—	1	—	20

教育・保育施設等とは異なり、保護者に対しての取組は特段行っていないようです。読み聞かせや読書の大切さを説明するリーフレットの配布等、関係課連携して周知活動が必要です。

## ⑥ 中央図書館と以下の連携を行っていましたか。(複数回答可)

(施設数)

	児童センター		放課後児童クラブ	
	H31年度	R5年度	H31年度	R5年度
団体貸出	0	0	6	7
その他関係	1	0	0	3
特段行っていない	1	2	7	11

放課後児童クラブの一部では、団体貸出や夏休みにおける利用によって、本に親しむ時間を設けているようです。しかし、児童センターを含めて殆どの施設においては、中央図書館との連携は特段行われていません。子ども達が放課後の居場所として利用する施設でもあり、中央図書館と他にも連携ができないか、模索が必要と思われます。

- ⑦ 利用児童への読み聞かせの環境がさらに良くなるために、糸満市に要望することはありますか。（複数回答可）

児童センター

①財政的支援 ・図書費の予算化／学習ができる書籍の充実／朗読CD、オーディオブックの収集
②人的支援 ・図書室の環境の整備 ・管理ができる専門職の配置(母親クラブ、ボランティアの手伝いで図書整理)

放課後児童クラブ

①ボランティア等 ・読み聞かせをしてくれる方が施設へきて欲しい。
②研修等の支援 ・職員に対して、読み聞かせの研修や読み聞かせの必要性の研修の実施。
③その他 ・絵本棚が不足しており、まずは施設として何ができるのかを考えることが先決なので、施設としての取組を考えていきたい。

児童センターや放課後児童クラブにおいても、図書購入の予算化や、職員に対する読み聞かせ研修等の要望があり、さらなる支援の拡充を求められています。これらの要望については、所管課とも共有し、講座やイベント等については SNS 等を活用して新たな周知活動が必要と思われます。また、移動図書館くろしお号の巡回の要望は多くありますが、巡回箇所には限りがあることから、効果的なステーションの選定を引き続き検討していく考えです。他にも、早急な財政的な支援の実現は見込めませんが、中央図書館における団体貸出等の既存サービスのさらなる活用が望まれます。絵本等の確保が困難との意見を踏まえ、現在実施している小中学校、こども園、放課後児童クラブ等を対象として、寄贈された絵本や児童書を譲渡するブックリサイクルを継続して行っていきます。

## 【課題】

- ① 絵本の整備状況を改善するためにも、所管課、関係課において、絵本の購入財源確保の検討が必要です。
- ② 子ども達が放課後の居場所として利用する施設でもあり、読書に親しめる場を設けることが望まれます。
- ③ 保護者に対し、子どもへの読み聞かせがいかに効果的かを周知することが必要です。
- ④ 読み聞かせボランティアについて、より多くの施設で実施できる仕組みづくりが必要ですが、それぞれの施設における自主的な取組も望まれます。
- ⑤ 講座やイベント等の周知方法の強化が必要です。
- ⑥ 団体貸出やブックリサイクルを含めた、中央図書館との連携強化が必要です。
- ⑦ 移動図書館くろしお号の効果的なステーション配置は継続して必要です。

## (4)中央図書館

中央図書館については、国の「第五次子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画<sup>9</sup>」で図書館に関して記載のある項目について、糸満市における現状と課題を示します。

## ① 図書館における読書を支援する取組

## ア 図書館等の整備

平成 9 年に中央図書館が開館し移動図書館ともに図書館サービスを提供、市民の方々に利用されていますが、施設の老朽化や閉架書庫書架の収容率が増加し、資料の長期的な保存が困難となっています。また、ICタグ等の設備が整っていないため、業務の効率化が図れていません。

## イ 移動図書館の活用

市内の巡回ステーションを 25 か所設置し、図書館に直接来館が困難な利用者に対するサービスを行っています。市内の学校へは 9 か所巡回（高嶺小・米須小・大度分校・喜屋武小・兼城小・真壁小・潮平小・西崎特別支援学校・西崎中）、児童センターへは 1 か所（がじゅまる児童センター）に巡回しています。学校への巡回希望は多いですが、未対応の状況です。

## ウ 情報化の推進

インターネット用の端末 1 台、オンライン閲覧目録（OPAC）3 台を導入済みです。Wi-Fi への要望はありますが未導入の状況です。

<sup>9</sup> 詳細は以下の URL からご覧ください。(https://kodomodokusyo.go.jp/happyyou/hourei.html)

## エ 子どもの利用のためのスペース等の配置

児童コーナーを正面玄関横手に配置しています。読み聞かせやおはなし会に利用する「おはなしのへや」、子どもの背丈にあった書架やテーブル・椅子、ベビーカー型カート、ベビーベット（オムツ交換用）を置いています。専用の授乳室がないため、対面朗読室を授乳室の代わり使用しています。また、中高生向けのスペースとして「YA（ヤングアダルト）コーナー」を配置し、学習や軽読書・文学作品を中心とした資料を収集しています。将来の進路に役立つ専用コーナー「YA ハローワーク（職業に関する本）」を設け、情報を提供しています。

## オ 障害のある子どものための諸条件の整備・充実

児童向け点字資料（触れる本）やLLブック<sup>10</sup>、朗読CD、バリアフリー対応の映像資料を積極的に収集していますが、これらの資料は出版点数がまだ少ないため、収集に苦勞しています。また、指差しボード等の設置をしています。令和3年度よりサピエ<sup>11</sup>を導入、令和4年度より拡大や読み上げ機能をもつ電子図書を導入し、引き続きハンディキャップを持つ児童生徒への資料充実に図ります。

## カ 運営状況に関する評価等の実施

教育施策事務点検等による評価や図書館協議会委員による図書館運営に対する助言を受け、サービスの向上に努めています。

## キ 図書館資料の整備・提供

調べ学習に役立つ資料、子どもたちが興味関心を持つ資料の積極的な収集を行っていますが、市内小中学校16校すべての学習に対応できる資料の確保が困難です。また子ども向けの地域資料は出版点数が少なく、収集に苦慮している現状があります。今後も市民の生涯学習センターとして機能するために、一定の資料費の確保が必要です。また、令和4年3月に電子図書館を開始。Wi-Fiや各種データベース等の需要がありますが、未導入の状況です。

<sup>10</sup> 「LL」とはスウェーデン語の「Lättläst（分かりやすく読みやすい）」の略で、「LLブック」とは、読むことに困難を伴いがちな青年や成人を対象に、生活年齢に合った内容を、分かりやすく読みやすい形で提供すべく書かれた本のことです。

<sup>11</sup> 視覚障害者及び視覚による表現の認識に障害のある方々に対して点字データ、デジータデータ等を提供するネットワークのことです。日本点字図書館がシステムを管理し、全国視覚障害者情報提供施設協会が運営を行っています。正式名称は「視覚障害者情報総合ネットワーク」です。

## ク 子どもや保護者を対象とした取組の企画・実施

毎月定例のおはなし会や赤ちゃんおはなし会を実施し、乳幼児からの読書に親しむ環境づくりを行っています。R6年9月から毎週木曜日に赤ちゃんタイムを開始し、それに伴い子育て応援コーナーを設置しました。また、子どもたちが本に関する興味関心を持つよう、常に季節や行事に合わせた特集・展示や壁面装飾等を行っています。

## ケ 読書活動に関する情報提供

児童コーナーに読み聞かせに関する資料を配架し、大型絵本や読み聞かせ専門誌の購入等、家庭や学校での読み聞かせ活動のサポートを行っています。また、赤ちゃんおはなし会を開催する際に子育て支援活動を行うNPOと連携し、乳幼児への読み聞かせ方、絵本の選び方等の情報提供を行っています。そして、X(旧Twitter)を利用し、図書館のアカウントでおはなし会等の図書館イベント情報を発信しています。

## ② 連携・協力

### ア 学校図書館等との連携・協力

調べ学習での資料提供、団体貸出、移動図書館車による本の配送を行っています。移動図書館車による図書の配送は、現在巡回中の学校に限定され、すべての市内学校へは対応できていない現状があります。また、学校司書及び司書教諭との交流がありません。そして、学校と公共図書館の体系的な連携がなく、相互の蔵書の把握や相互利用はありません。

### イ ボランティア活動の促進

おはなし会や特別おはなし会等のイベントで読み聞かせボランティアと連携し事業を実施しています。また、年に1回、読み聞かせボランティア団体と図書館職員が交流を持ち、読み聞かせや児童書に関する情報交換を行っています。

## (5)生涯学習課

家庭教育はすべての教育の出発点であり、子どもの基本的な生活習慣や情操を育むうえで、重要な役割を担うものです。生涯学習課においては、乳幼児期からの家庭における読書習慣の定着を図るための施策をはじめとして、成長過程に応じた切れ目のない支援を図り、市民と一体的な読書活動の推進に努めます。

## ① 生涯学習課における読書を支援する取組

### ア ブックスタート及びセカンドブック

ブックスタートは平成23年度から生後3～5か月の乳児健康診査時に、セカンドブックは令和6年度から1歳6か月児健康診査時に、ブックスタート推進員による読み聞かせ体験を行い、絵本を1冊プレゼントしています。健診を終えた親子に対して、ブックスタート推進員が事業の概要や絵本を通じた赤ちゃんとのふれあい方を説明しています。事業の実施にはかかせない推進員ですが、より多くの推進員を養成する必要があり、その確保が課題となっています。

### イ 絵本のひろば

子どもの読書活動推進に取り組む関係者が集い、交流連帯を広げ深める場として「絵本のひろば」を実施しています。多くの大人と子どもが参加することで、子どもの本や読書活動の楽しさ、大切さを理解してもらう契機としています。絵本作家等による読書関係の講演、ボランティアによる読み聞かせの部屋、小中学生による読書標語、学校長・図書館司書等による“オススメの本”の紹介等多彩な催しを実施します。あらゆる層の来場を喚起するために、SNS等を活用してさらなる周知が必要です。

### ウ 平和祈念読み聞かせ会

糸満市は沖縄戦終焉の地として、慰霊の日前に行われる平和祈念祭等の平和に関する催し物を開催することで、平和の尊さを市内外に発信しています。その中で、糸満市教育委員会では、読書活動を推進し、読み聞かせを通し平和の尊さや命の大切さについて考えるものとして、平和祈念読み聞かせ会を実施しております。慰霊の日の前に実施しておりますが、沖縄戦や平和を題材にした絵本や物語の読み聞かせや朗読等を行います。市内小中学生、高校生、読み聞かせボランティアの皆さま等のご協力をいただいております。絵本のひろば同様、あらゆる層の来場を喚起するために、SNS等を活用してさらなる周知が必要です。

### エ 読書活動推進講座等の充実とボランティアの育成

ブックスタート及びセカンドブックの運営のための推進員養成講座や読み聞かせボランティア講座のほか、お父さんのための読み聞かせ講座等を実施しております。多様な人材によるボランティアの拡充が求められています。

## 第4章

# 「第3次系満市子ども の読書活動推進計画」 の達成状況



## 第4章「第3次系満市子どもの読書活動推進計画」の達成状況

### 1.「第3次系満市子どもの読書活動推進計画」の達成状況

#### (1)第3次計画の指標の達成状況

第3次計画期間においては、令和6年度を目標として、下記のとおり活動指標を設定しました。進捗状況については、以下のとおりとなります。

評価基準

【A】計画どおり、または計画を上回って達成	100%～
【B】計画どおりではないが、概ね達成	75%～
【C】一部達成	50%～
【D】未実施	

分類	指標	主体(主管課)	H31	目標(R6)	評価(R5)		
乳幼児・小中学生に共通して行う取組	1 乳幼児から小中学生のいる施設(教育・保育施設、小中学校等)を対象とした図書整備への財源確保の検討	生涯学習課	未検討	検討	D	未検討	教育委員会では小中学校の学校図書館の充実に向け、地方交付税交付金措置がされているが、教育・保育施設の財源確保については困難である。
	2 小中学校や保育・教育施設等へ提供するための「図書選定基準」「図書廃棄基準」の策定	生涯学習課 中央図書館 学校教育課	未策定	策定	B	策定	小中学校においては、学校教育課が作成の「学校図書館図書資料廃棄(除籍)事務取扱基準」、また図書館司書研修会においてマニュアル作成を行い、図書選定や廃棄を行っている。記載内容については現状に合わせて適宜修正をしていく。
	3 読み聞かせボランティア育成のための勉強会	生涯学習課	年3回実施	年3回実施	A	年4回実施	読み聞かせ勉強会やブックスタート推進員養成講座を、R3(2回)、R4(4回)、R5(4回)実施。学校図書館司書研修会においても勉強会を実施し、学校の読み聞かせ活動において、社会教育指導員等の派遣が検討できることも周知した。
	4 読み聞かせや読書の大切さを説明するリーフレット配布	生涯学習課 中央図書館 学校教育課	未配布	配布	A	配布	第3次系満市子どもの読書活動推進計画概要版を生涯学習課窓口に設置、ブックスタートや絵本のひろば等においても配布。中央図書館においても、リーフレットをカウンター等に設置し配布を行った。
	5 毎月第3日曜日に「ファミリー読書」のPR	生涯学習課 中央図書館	未実施	毎月実施	A	毎月実施	中央図書館や教育委員会に「ファミリー読書」ののぼりを設置し、周知を図った。

分類	指標	主体(主管課)	H31	目標(R6)	評価(R5)	
乳幼児・小中学生に共通して行う取組	6 子ども向け移動図書館の整備の検討	中央図書館 生涯学習課	未検討	検討	B	検討 現在、学校(9)や、児童センター(1)をステーションとして巡回。巡回時に、予め児童図書をストックして対応。現行車両と子ども向け移動図書館の2車両体制は人的・費用面から困難。
	7 小中学校や教育・保育施設等への移動図書館の巡回の拡充の検討	中央図書館	未検討	検討	B	検討 現在、学校(9)や、児童センター(1)をステーションとして巡回。市内25ステーションを巡回し、現在の体制では拡充は困難。利用率の低いステーション見直しの際に、学校や教育・保育施設等への巡回を検討。
	8 障がいのある子どもに対するサービスとして、アクセシブルな書籍等 <sup>2</sup> の整備と提供及び宅配、手話・筆談等によるコミュニケーションの確保、図書館利用の際の介助、図書館資料等の代読サービスの実施等	中央図書館	実施	実施	B	実施 子ども向けの点字図書をはじめ、LLブック等を収集。また、読み上げ機能をもつ電子書籍を導入し、カウンターで筆談用ボードや指差しボードを配置した。身体に障がいをもつ利用者向けに宅配サービスを実施した。
	9 電子書籍の導入	中央図書館	検討	導入	A	導入 令和4年3月導入(R3年169件/R4年1408件/R5年963件)。利用回数・年数制限があるコンテンツが多く、選書に制限がある。
	10 子どもやその保護者、読み聞かせボランティアを対象とした読書活動に関する取組の実施	中央図書館 生涯学習課	毎月実施	毎月実施	A	毎月実施 定例おはなし会、赤ちゃんおはなし会、子どもげきじょう、平和祈念読み聞かせ会、絵本のひろば等、子どもやその保護者が本に親しむイベントを実施した。
	11 子どもの発達段階に応じたブックリストや図書館だよりなどを、小中学校や教育・保育施設等に配布	中央図書館	配布	配布	A	配布 年齢別ブックリストを作成し、ブックスタートで配布した。また、図書館だよりも、市内小中学校や教育・保育施設等に配布を行った。
	12 SNSやインターネットなどを活用した情報発信	中央図書館	月2回実施	月2回実施	A	月2回以上実施 おはなし会をはじめ各種イベント情報を月2回以上発信した。

分類	指標	主体 (主管課)	H31	目標 (R6)			評価 (R5)
乳幼児 に対して 行う取組	13 ブックスタート事業 を拡充	生涯学習課	1事業 (ブック スタート)	2事業 (ブック スタート、セカ ンド ブック)	A	1事業 (ブックス タート)	セカンドブック準備委員会を設置。推進 員の協力を得て、1歳6か月児健康診査、 3歳児健康診査において読み聞かせの実 践を行い対象児(1歳6か月児健康診査 にて実施)や絵本の選定をし、予算要求 に繋げることができた。セカンドブック実 施に向け、推進員養成講座も開催した。
	14 教育・保育施設等へ の読み聞かせボラン ティア派遣の検討	生涯学習課 中央図書館	未検討	検討	A	実施	中央図書館館長や社会教育指導員が小 学校で読み聞かせを実施した。また、中 央図書館窓口業務委託先スタッフが中学 校でブックトークを行った。中央図書館と しては児童書及び読み聞かせに関する資 料の収集を行い、読み聞かせ活動に活用 できるよう執り行った。
	15 「赤ちゃんタイム <sup>3</sup> 」 の実施	中央図書館	未実施	実施	C	未実施	「赤ちゃんタイム」内規の作成を行い、委 託先と実施に向け調整した。
	16 保護者に対し、子ど もへの読み聞かせ の重要性を伝える 取組を行うよう努め る	教育・保育 施設 子育て支援 施設	7施設	8施設	A	5施設	絵本だよりの発行や絵本の貸出しを行 い、個人面談においても取り組みを行っ た。図書館だよりの館長だよりを掲示す ることで、図書館を身近に感じてもらう ようになった。また、職員への読み聞かせ 研修も行った。 ※R6現在、公立5施設の為、5施設を対 象とした。
	17 保護者へ絵本の貸 出を行うように努め る	教育・保育 施設 子育て支援 施設	7施設	8施設	A	4施設	保護者向けに「おやすみ絵本」の貸出な どを実施。園児の絵本貸出日に合わせて保 護者向け貸出を検討している施設もある。 ※R6現在、公立5施設の為、5施設を対 象とした。
小中学生 に対して 行う取組	18 「平日の読書時間 30分以上」の目標 を定める学校数	小中学校	0校	16校	C	1校	「時間の確保が難しい」「生徒の自主性 に任せている」の意見が多い中、目標とし て定めていないが、隙間時間を利用して読 書を推奨している学校もある。学校目標 定めることを推奨しつつ、学校に限らず、 「家庭」でも読む時間を持つことを推奨す る。
	19 朝の一斉読書(読み 聞かせを含む)を行 う学校数	小中学校	16校	16校	B	12校	昼の時間の活用を検討している学校もあ る。一斉読書(朝の読書など)や授業等 で読書を推進するなど、学校生活全体を通 じて読書活動の充実を推奨したい。
	20 「1週間に1冊以上 は本を読む」の目標 を定める学校数	小中学校	0校	16校	B	10校	「1週間に1冊以上」ではなく、「年間目標 冊数」を定めている学校が多い。ある学 校からの報告で「年間目標冊数が40冊 のため、学校が35週として換算すると1 冊以上となる」の回答があったこともあ り、年間目標冊数も実績とした。
	21 「学校図書館図書標 準」を達成する学校 数	小中学校 学校教育課	12校	16校	A	14校	ただし、冊数としてはみだしているが、内 容については疑問がある。

分類	指標	主体 (主管課)	H31	目標 (R6)	評価 (R5)		
小中学生に対して行う取組	22 「児童生徒が読書を楽しむのに十分な本がそろっていると思う」と答えた学校数	小中学校 学校教育課	9校 (大度 分校含 む)	18校 (大度 分校含 む)	C	6校(大度 分校含む)	市の予算では調べ学習に役立つ図書の購入が中心となるが、読書を楽しむにはPTAからの徴収で補っている。
	23 「児童生徒が授業で活用できる本や資料などが十分にそろっていると思う」と答えた学校数	小中学校 学校教育課	7校 (大度 分校含 む)	18校 (大度 分校含 む)	C	4校(大度 分校含む)	「学校図書館図書標準」は達成しているが、授業として活用できる内容としてはおいついていない。
	24 学校図書館間の相互貸借を検討	小中学校 学校教育課	未検討	検討	D	未検討	必要な時に互いに連絡をして貸借をしている学校は数校あるが、システムを構築しての貸借は体制ができていない状況。学校間の相互貸借のシステム構築には予算的にも即実施は難しい。
	25 司書資格を持つ学校司書の配置	教育総務課	12人	16人	C	9人	広報誌及びホームページにて募集を行い、市内小中学校へ図書館司書を配置。司書の資質を高めるために、市内学校図書館司書研修や南部地区司書研修を定期的に行っている。
	26 学校図書館と中央図書館の合同研修会等を実施	小中学校 中央図書館	未実施	実施	B	未実施	R4(1回)、R5(未実施)。
	27 読み聞かせボランティアによる学校での読み聞かせの実施を促す	生涯学習課	16校 (大度 分校含 む)	18校 (大度 分校含 む)	B	12校(大 度分校含 む)	減少しているが、毎週実施や年に数回など学校によっては様々である。ボランティア不足など課題はあるが、学校において保護者対象とした読み聞かせ勉強会などを開催するなど、読書の必要性について理解を深める取り組みを促し、推奨していく。

<sup>1</sup>沖縄県では毎月第3日曜日を「家庭の日」としており、「家族読書の時間」「ノーテレビ・ノーゲームの時間」を設けて家庭で読書に親しむ「ファミリー読書」を推進しています。

<sup>2</sup>読書バリアフリー法第2条第2項において、「視覚障害者等が利用しやすい書籍」（以下「アクセシブルな書籍」という。）とは、「点字図書、拡大図書その他の視覚障害者等がその内容を容易に認識することが出来る書籍」と定義されており、例えば点字図書、拡大図書、音訳図書、触る絵本、LLブック、布の絵本等があります。また、読書バリアフリー法第2条第3項において、「視覚障害者等が利用しやすい電子書籍等」（以下「アクセシブルな電子書籍等」という。）とは、「電子書籍その他の書籍に相当する文字、音声、点字等の電磁的記録…（略）であって、電子計算機等を利用して視覚障害者等がその内容を容易に認識することができるもの」と定義されており、例えば、音声読み上げ対応の電子書籍、デイジー図書、オーディオブック、テキストデータ等があります。視覚障害者等による、これらのアクセシブルな書籍およびアクセシブルな電子書籍等を合わせて「アクセシブルな書籍等」とします。

<sup>3</sup>赤ちゃんなど小さいお子さん連れの利用者が気兼ねなく図書館を利用できるように、主に平日の2時間程度、「赤ちゃんタイム」を設けている事例があります。「赤ちゃんタイム」を設けることで、赤ちゃんが泣いたり、幼児がおしゃべりしていても、周りに気を遣う必要がなくなります。

## 第5章

# 「第4次系満市子ども の読書活動推進計画」 の取組



## 第5章 「第4次糸満市子どもの読書活動推進計画」の取組

### 1. 子どもの読書活動の推進方策

#### (1) 発達段階に応じた取組

「第五次沖縄県子どもの読書活動推進計画」の子どもの読書に関する発達段階と読書の姿に、本市の具体的な事業をとりまとめてみました。

読書に関する発達段階と読書の姿(※引用先の文言を一部改変)

発達段階 読書の姿	乳幼児期	学童期 小学校低学年	学童期 小学校中学年	学童期 小学校高学年	青年前期 中学校
	楽しむ読書	親しむ読書			活かす読書
読書の姿	<ul style="list-style-type: none"> <li>・保育教諭等や友達と心を通わせる中で、絵本や物語などに親しみながら、豊かな言葉や表現を身に付け、経験したことや考えたことなどを言葉で伝えたり、相手の話を注意して聞いたりし、言葉による伝え合いを楽しむようになる。</li> <li>・絵本や物語などに親しみ、興味をもつて聞き、想像をする楽しさを味わう。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・読書に親しみ、いろいろな本があることを知る。</li> <li>・言葉がもつよさを感じるとともに、楽しんで読書をし、国語を大切に、思いや考えを伝え合おうとする態度を養う。</li> <li>・読み聞かせに親しんだり、文字を拾い読みしたりして、いろいろな絵本<sup>1</sup>や図鑑などに興味をもつ。</li> <li>・絵本の挿絵などを手掛かりに、内容を大まかに把握し、応答する。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・幅広く読書に親しみ、読書が、必要な知識や情報を得ることに役立つことに気付く。</li> <li>・身近な生活や実社会との関わりを考えるための読書の意義と効用について理解を深める。</li> <li>・言葉がもつよさに気付くとともに、幅広く読書をし、国語を大切に、思いや考えを伝え合おうとする態度を養う。</li> <li>・幅広く読書に親しみ<sup>2</sup>、本にはいろいろな種類があることを知る。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・伝記を読み、自分の生き方について考える。</li> <li>・読書の楽しさや有効性を実感しながら、日常生活の主体的・継続的に読書を行う。</li> <li>・日常的に読書に親しみ、読書が、自分の考えを広げること役立つことに気付く。</li> <li>・言葉がもつよさを認識するとともに、進んで読書をし、国語の大切さを自覚して思いや考えを伝え合おうとする態度を養う。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・読書が、知識や情報を得たり、自分の考えを広げたりすることに役立つことを理解する。</li> <li>・本や文章などには、様々な立場や考え方が書かれていることを知り、自分の考えを広げたり深めたりする読書に生かす。</li> <li>・自分の生き方や社会との関わり方を支える読書の意義と効用について理解する。</li> <li>・幅広く読書に親しみ、本にはいろいろな種類があることを知る。</li> </ul>
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・読むことを学習する心身の準備が成熟する。</li> <li>・お話を聞きたがる。</li> <li>・絵本を見てそら読みをする。</li> <li>・文字を覚え始める。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・つかえながら一字ずつ拾って音読をする。分からない文字を聞く。平坦な読み物ならば、独立して読む。新語が推測できる。読み返さずとも考えながら読める。読書の習慣が養われる。</li> <li>・本を読みたがる。拾い読みをしながら読む。やさしいものならひとりで読める。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・読書の基礎的な技術が一定の成熟度に達する。黙読ができる。</li> <li>・自発的にさかんに読む。</li> <li>・情報を図書に求めて問題を解決する。</li> <li>・文がなめらかに読め、長い文章でも読みとおせる。</li> <li>・科学の芽を育てる「図鑑」や自然や社会の真実を手引きする本にも興味を持つ。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・いつそう多読になる。</li> <li>・目的により多様な読み方を使い分けられる。</li> <li>・読書活動ももっとも旺盛なときで、読み物の興味も多方向に分化する。</li> <li>・行動の障壁を勇気を持って突破する「冒険物語」、知的な洞察をもって問題を解決する「推理物語」、また「感傷物語」に興味を持つ。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・読書技能が成熟し、多読や目的に応じた読書により、読んだものへの批判などができる時期。</li> <li>・必要に応ずる図書を選択でき、思考し、評価し、比較し、統一する。</li> <li>・科学ものは、興味によって分化し始める。</li> <li>・現実の問題として「進路指導」関係の文献にも興味を持つ。</li> </ul>
糸満市	赤ちゃんタイム 赤ちゃんおはなしかい(びよびよ0歳、よちよち1歳) 定例おはなし会 子どもげきじょう 絵本のひろば ブックスタート セカンドブック	定例おはなし会 子どもげきじょう 絵本のひろば 読書標語 平和祈念読み聞かせ会	子どもげきじょう 絵本のひろば 読書標語 平和祈念読み聞かせ会	子どもげきじょう 絵本のひろば 読書標語 平和祈念読み聞かせ会	子どもげきじょう 絵本のひろば 読書標語 平和祈念読み聞かせ会 YAポップコンテスト

<sup>1</sup>絵本以外に、紙芝居やペーパーサート、写真やビデオなどの映像教材などが含まれる。

<sup>2</sup>多様な本や文章があることを知り、読書する本や文章の種類、分野、活用の仕方など自分の読書の幅を広げていくこと。

※上段に保育要領、学習指導要領、中段に阪本の読書発達段階をまとめた(沖縄県第五次子どもの読書活動推進計画)。

※下段に糸満市の取組を記載

## (2)乳幼児・小中学生に対して行う取組

国の計画「第五次子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画」、県の計画「第五次沖縄県子どもの読書活動推進計画～五感で拓く多様な読書～」で示された方針を基本としつつ、本市の取組を実施していきます。

### ・家庭

子どもの読書習慣は日常の生活を通して形成されるものであり、読書が生活の中に位置づけられ継続して行われるよう、子どもにとって最も身近な存在である保護者が配慮・率先して、子どもの読書活動の機会の充実及び読書活動の習慣化に積極的な役割を果たしていくことが求められています。家庭で読み聞かせをしたり、子どもと一緒に本を読んだり、図書館に出かけたりする等、子どもが読書に親しむきっかけを作り、また、保護者自身も本に親しみ、読書の重要性を理解した上で、読書に対する興味や関心を引き出すように子どもに働き掛けることが大切です。

### ・教育・保育施設

また、教育・保育施設では、乳幼児期に読み聞かせの楽しさを知ることができるように、幼稚園教育要領や保育所保育指針等に基づき、乳幼児が絵本や物語に親しむ活動を積極的に行うことが期待されています。あわせて、保護者に対し、読み聞かせの大切さ等を普及することが求められています。乳幼児が絵本や物語に親しむ機会を確保する観点から、安心して図書に触れることができるようなスペースの確保に努めることも大切です。中央図書館の団体貸出を利用する等、全ての子どもがより多くの本にアクセスできる環境の整備に努めることも求められています。

### ・小中学校

子どもの読書活動の推進に当たっては、読書の楽しさや本の素晴らしさ、本を使って調べ学ぶことを教える大人の存在が極めて重要です。本の世界への案内役となる専門的な知識・技能を持った職員がいることで、学校図書館は、より一層その機能を発揮することができます。学校図書館の運営は、学校長のリーダーシップの下、計画的・組織的になされるよう努めることが望ましいです。これを踏まえ、司書教諭が中心となり、すべての教職員、学校司書、地域のボランティアが連携・協力して、それぞれの立場から、学校図書館の機能の充実を図り、児童生徒の学習活動・読書活動を推進していく体制を整備することが重要です。

多くの子どもが長い時間を過ごす学校等の役割は重要性を増しており、日々の読書指導や各教科等における学校図書館を活用した学習活動の充実を図っていくためには、司書教諭や学校司書のみならずすべての教職員が連携し、学校全体で児童生徒

の学習活動・読書活動を推進していく体制を整備することが重要です。各学校における校内研修や研究会等を通じた教職員間の連携を促すとともに、読書指導に関する研究協議や先進的な取組例の紹介等により、教職員の意識の高揚や指導力の向上、学校図書館を活用した指導の充実等に努めます。

小中学校においては、すべての子どもが自由に読書を楽しみ、読書の幅を広げていくことができるように適切な支援を行うとともにそのための環境を整備します。その際、子どもの読書の量を増やすことのみならず、読書の質をも高めていくことが求められています。

### ・学校図書館

学校図書館は、学校教育において欠くことのできない基礎的な設備であり、「読書センター」「学習センター」「情報センター」としての機能を有するとされています。これからの学校図書館には、読書活動における利活用に加え、様々な学習・指導場面での利活用を通じて、子どもたちの言語能力、情報活用能力、問題解決能力等の育成を支え、主体的・対話的で深い学びの視点からの授業改善を効果的に進める基盤としての役割が期待されています。これらを含め、学校においては、「学校図書館ガイドライン<sup>3</sup>」を参考に、学校図書館の整備充実を図ることが重要です。

さらに、学校図書館は、可能な限り児童生徒や教職員が最大限自由に利活用できるよう、また、一時的に学級になじめない子どもの居場所となり得ること等も踏まえ、必要に応じ、地域の様々な人々の参画も得ながら、児童生徒の登校時から下校時までの開館に努める等、多様な背景を持つ児童生徒に読書や学習の場の提供に努めることが大切です。

加えて、蔵書の貸出しの促進、子どもに本を借りることを習慣化させる取組が図られることが重要です。全校一斉の読書活動等は、本を読む習慣のない子どもが本を手取るきっかけとなり、不読率の改善に繋がる可能性があるとしており、学校において読書の機会が確保されることは、子どもの読書習慣の形成を促すうえで重要とされています。

### ・中央図書館

子どもにとって、図書館は、その豊富な蔵書の中から読みたい本を自由に選択し、読書の楽しみを知ることができる場所です。また、保護者にとっても、子どもに読ませたい本を選択したり、子どもの読書について司書に相談したりすることができる場所です。図書館は子どもやその保護者を対象とした読み聞かせ会、展示会等を実施

<sup>3</sup> 詳細は以下の URL からご覧ください。

([https://www.mext.go.jp/a\\_menu/shotou/dokusho/link/1380599.htm](https://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/dokusho/link/1380599.htm))

するほか、読み聞かせボランティア団体の支援や活動の機会の提供等、地域における子どもの読書活動を推進する上で重要な役割を果たすとされています。このような取組は、引き続き、図書館において充実させていくことが求められています。

### ・児童センターや放課後児童クラブ等

児童センターや放課後児童クラブ、放課後子ども教室等においては、放課後及び土曜日における子どもたちの居場所となっている現状を踏まえ、読書活動を引き続き推進することが望まれます。

### ・学校・家庭・地域の連携・協力

沖縄県が実施した読書実態調査の結果から幼少期に家庭や地域で読書経験があり、読書を通して共感体験をした子どもほど、その後読書に肯定的な態度をとるようになります。そのため、就学時前の豊かな読書経験をすることが重要となり、子どもたちが主体的に読書活動に取り組むためには、幼少期と同様に学校・家庭・地域が連携・協力して環境を整えることが重要です。

きみの夢中で読む顔が、見たいんだ。



要事前申込

## お父さんのための 読み聞かせ講座

8月22日(木) 18:00~19:00  
糸満市役所5階 職員厚生室(昼間)

申込フォーム



*Dear Father,*

お子さんに、絵本、読んでいますか。

「どうやって読めばいいのかわからない…」

「子どもが集中しない…」

「下手だからママに任せがち…」

お父さんの悩みを、解決できるかはわかりませんが、  
でもおしゃべりしているうちに、  
きっと何か気づけるかも。

お子さん、お母さんを連れての参加は自由です。

お父さんおひとりでもOK。

一緒に読み聞かせのこと、考えてみませんか。

お父さんのための読み聞かせ講座 (令和6年度実施)

(3)今後の取組項目

- ① 乳幼児と保護者に絵本を開く楽しい体験と合わせて、家庭における読書習慣を定着する施策として、ブックスタートやセカンドブック事業の充実を図ります。

【生涯学習課】

《活動指標》

・ブックスタート参加率

R5年度（現状値）	R11年度
91.7%	100%

・セカンドブック参加率

R5年度（現状値）	R11年度
—	100%

- ② 赤ちゃん等小さいお子さん連れの利用者が気兼ねなく図書館を利用できるように、「赤ちゃんタイム」を実施します。 【中央図書館】

- ③ 発達段階に応じた絵本を読み聞かせをする等、指導計画に位置づけるように努めます。 【教育・保育施設、保育こども園課】

- ④ 子どもの発達段階に応じた本を豊富に揃えるよう努めます。 【中央図書館】

- ⑤ 読み聞かせや読書の大切さを説明するリーフレットや図書館だより等を教育・保育施設や小中学校等に配布します。

【生涯学習課、中央図書館、学校教育課、保育こども園課、こども未来課】

- ⑥ 子どもやその保護者、読み聞かせボランティアを対象とした読書活動に関する取組を実施します（絵本のひろば/平和祈念読み聞かせ会/おはなし会/講演会等）。

【中央図書館、生涯学習課】

《活動指標》

R5年度（現状値）	R11年度
毎月実施	毎月実施

- ⑦ 子どもが絵本や物語に触れる場や機会が多様になるように努めます。

【教育・保育施設（保育こども園課）、子育て支援施設・児童センター・放課後児童クラブ（こども未来課）、小中学校】

- ⑧ 施設職員や保護者、地域住民等による読み聞かせ等を定期的に行うように努めます。

【教育・保育施設（保育こども園課）、子育て支援施設・児童センター・放課後児童クラブ（こども未来課）、放課後子ども教室（生涯学習課）】

- ⑨ 教育・保育施設や学校等での読み聞かせボランティア協力を促します。また、施設等において、保護者等と連携するよう促していきます。

【生涯学習課、中央図書館】

- ⑩ 保護者に対し、日常における子どもへの読み聞かせや子どもの読書活動の重要性を伝える取組を行うように努めます（絵本だよりや学校だよりの配布や掲示/個人面談時に伝える/研修会等/学校の読書活動の紹介/保護者の読み聞かせボランティア参加募集/家庭における読書活動を促す等）。

【教育・保育施設（保育こども園課）、子育て支援施設・児童センター・放課後児童クラブ（こども未来課）、小中学校】

- ⑪ 絵本を家庭に持ち帰ることにより、子どもの絵本への興味を広げたり、家庭での読み聞かせの習慣化に繋がることから、保護者へ絵本の貸出を行うように努めます。

【教育・保育施設（保育こども園課）、子育て支援施設・児童センター（こども未来課）】

- ⑫ 読み聞かせボランティア等育成のための勉強会を実施します。【生涯学習課】

《活動指標》

R5年度（現状値）	R11年度
年4回実施	年4回実施

- ⑬ 「ファミリー読書<sup>4</sup>（毎月第3日曜日）」、「子ども読書の日（4月23日）」、「子どもの読書週間（4月23日～5月12日）」、「文字・活字文化の日（10月27日）」、「読書週間（10月27日～11月9日）」において各地域・学校でそれぞれの趣旨にもとづき、子どもの読書活動への関心を深める取組を実施、又は奨励します。 【生涯学習課、中央図書館、学校教育課、小中学校】

- ⑭ 子どもが読書に興味をもつような活動、関係者の資質向上のための活動、関係する機関や団体間の連携において特色ある優れた実践を行っている学校・図書館・団体・個人に対して、国や県の表彰制度へ推薦することで、その取組を奨励するように努めます。 【生涯学習課】

<sup>4</sup> p46 注釈1参照。

- ⑮ 小中学校や教育・保育施設等への移動図書館くろしお号の巡回、及び効果的なステーションの選定を行っていきます。【中央図書館】
- ⑯ 障害のある子どもに対するサービスとして、アクセシブルな書籍等<sup>5</sup>の整備と提供及び宅配、手話・筆談等によるコミュニケーションの確保、図書館利用の際の介助、図書館資料等の代読サービスの実施等を行います。【中央図書館】
- ⑰ 電子書籍の充実と利用促進を図ります。【中央図書館】
- ⑱ 子どもたちの健康や発達段階等に配慮しつつ、スマートフォンやタブレット端末等を使用した電子書籍の利用の促進を促します。併せて、学校図書館や中央図書館のDXに対応したインフラ整備を進めるよう努めます。  
【学校教育課、教育総務課、中央図書館、小中学校】
- ⑲ 読書を広げる取り組みについて、SNS やインターネット、メーリングリスト等を活用し、情報発信を行います。【中央図書館、生涯学習課】

《活動指標》

R5年度（現状値）	R11年度
月2回以上実施	月2回以上実施

- ⑳ 一斉読書（朝の読書、読み聞かせ等）や授業等で読書を推進する等、学校生活全体を通して読書活動の充実を図ります。【小中学校、学校教育課】

《活動指標》

- ・「平日の読書時間 30 分以上」の目標を定める学校数

R5年度（現状値）	R11年度
1 校/16 校	18 校/18 校 <sup>6</sup>

- ・一斉読書を行う学校数

R5年度（現状値）	R11年度
12 校/16 校	18 校/18 校

- ・「1 週間に 1 冊以上は本を読む」の目標を定める学校数

R5年度（現状値）	R11年度
10 校/16 校	18 校/18 校

<sup>5</sup> p46 注釈<sup>2</sup>参照。

<sup>6</sup> 母数 18 校は、大度分校 2 校を含んだ数値。

- ⑲ 各教科の授業内容に応じた関連図書を紹介したり、学校行事の企画準備に図書館資料を活用する等、学校図書館を計画的に利用し、児童生徒の主体的・意欲的な学習活動を展開することで、読書の質の向上を図ります。 【小中学校】
- ⑳ 学校において多様な子どもたちが豊かな読書活動を体験できるよう、一人一人の教育的ニーズに応じたアクセシブルな書籍等の整備を中央図書館と連携して行うとともに、学習指導要領等にもとづき自発的な読書を促す指導が行われるための取組を推進します。 【小中学校、学校教育課、中央図書館】
- ㉑ 児童生徒の知的活動を喚起し、様々な興味・関心に応える魅力的な学校図書館資料<sup>7</sup>を整備・充実させます。また、各教科、道徳、外国語活動、総合的な学習の時間、特別活動において多様な教育活動を展開していくためにも、学校図書館資料を充実し、児童生徒が健全に知識を深められるような資料構成と十分な資料規模を備えます。 【小中学校、学校教育課】

≪活動指標≫

・「学校図書館図書標準」を達成する学校数

R5年度（現状値）	R11年度
14校/16校	16校/16校

・「児童生徒が読書を楽しむのに十分な本がそろっていると思う」と答えた学校数

R5年度（現状値）	R11年度
6校/18校	18校/18校

・「児童生徒が授業で活用できる本や資料などが十分にそろっていると思う」と答えた学校数

R5年度（現状値）	R11年度
4校/18校	18校/18校

- ㉒ 学校図書館間の相互貸借を検討します。 【小中学校、学校教育課】
- ㉓ 乳幼児から小中学生のいる施設（教育・保育施設、小中学校等）を対象とした図書整備への財源確保に努めます。【学校教育課、保育こども園課、こども未来課】
- ㉔ 新たな図書館を整備する際には、企画部署や子育て施策・福祉施策等の担当部局等との連携・協力を図り、子どもとその親をはじめ、全ての市民に利用しやすい図書館の整備を検討します。 【中央図書館】

<sup>7</sup> 学校図書館法第2条に規定する図書、視覚聴覚教育の資料その他学校教育に必要な資料をいいます。

- ⑳ 学校の新增築を行う際には、国庫補助を活用し、「読書センター」「学習センター」「情報センター」の3つの機能が果たせるような十分な広さのある学校図書館の整備を行うように努めます。 【教育総務課】
- ㉑ 学校図書館が「読書センター」「学習センター」「情報センター」としての機能を果たすためのインターネット環境や機器等の整備を行うように努めます。  
【学校教育課、教育総務課】
- ㉒ 学校図書館と中央図書館の合同研修会等を実施します。  
【学校教育課、小中学校、中央図書館】
- ㉓ 司書教諭は、学校図書館資料の選択・収集・提供のほか、学校図書館を活用した教育活動の企画の実施、教育課程の編成に関する他教員への助言等、学校図書館の運営・活用について中心的な役割を担うことから、12学級以上の学校については確実に司書教諭の配置<sup>8</sup>を行った上で、司書教諭が学校図書館に係る業務に従事する時間を確保するよう努めます。 【小中学校、学校教育課、教育総務課】
- ㉔ 学校司書は学校図書館の職務に従事する職員であり、司書教諭と連携しながら多様な読書活動を企画・実施したり、学校図書館サービスの改善・充実を図る重要な役割を担うことから専門性の確保が必要であり、有資格者の配置に努めます。

【教育総務課】

《活動指標》

・司書資格を持つ学校司書の配置

R5年度（現状値）	R11年度
9校/16校	16校/16校

<sup>8</sup> 学校図書館法第5条及び附則第2項の規定にもとづく政令により、平成15年度以降、12学級以上の学校に、司書教諭を必ず配置しなければならないこととされています。



# 資料編



## 子どもの読書活動の推進に関する法律

平成13年12月12日

法律第154号

## (目的)

第一条 この法律は、子どもの読書活動の推進に関し、基本理念を定め、並びに国及び地方公共団体の責務等を明らかにするとともに、子どもの読書活動の推進に関する必要な事項を定めることにより、子どもの読書活動の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって子どもの健やかな成長に資することを目的とする。

## (基本理念)

第二条 子ども（おおむね十八歳以下の者をいう。以下同じ。）の読書活動は、子どもが、言葉を学び、感性を磨き、表現力を高め、創造力を豊かなものにし、人生をより深く生きる力を身に付けていく上で欠くことのできないものであることにかんがみ、すべての子どもがあらゆる機会とあらゆる場所において自主的に読書活動を行うことができるよう、積極的にそのための環境の整備が推進されなければならない。

## (国の責務)

第三条 国は、前条の基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、子どもの読書活動の推進に関する施策を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

## (地方公共団体の責務)

第四条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、国との連携を図りつつ、その地域の実情を踏まえ、子どもの読書活動の推進に関する施策を策定し、及び実施する責務を有する。

## (事業者の努力)

第五条 事業者は、その事業活動を行うに当たっては、基本理念にのっとり、子どもの読書活動が推進されるよう、子どもの健やかな成長に資する書籍等の提供に努めるものとする。

## (保護者の役割)

第六条 父母その他の保護者は、子どもの読書活動の機会の充実及び読書活動の習慣化に積極的な役割を果たすものとする。

## (関係機関等との連携強化)

第七条 国及び地方公共団体は、子どもの読書活動の推進に関する施策が円滑に実施されるよう、学校、図書館その他の関係機関及び民間団体との連携の強化その他必要な体制の整備に努めるものとする。

## (子ども読書活動推進基本計画)

第八条 政府は、子どもの読書活動の推進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画（以下「子ども読書活動推進基本計画」という。）を策定しなければならない。

2 政府は、子ども読書活動推進基本計画を策定したときは、遅滞なく、これを国会に報告するとともに、公表しなければならない。

3 前項の規定は、子ども読書活動推進基本計画の変更について準用する。

(都道府県子ども読書活動推進計画等)

第九条 都道府県は、子ども読書活動推進基本計画を基本とするとともに、当該都道府県における子どもの読書活動の推進の状況等を踏まえ、当該都道府県における子どもの読書活動の推進に関する施策についての計画（以下「都道府県子ども読書活動推進計画」という。）を策定するよう努めなければならない。

2 市町村は、子ども読書活動推進基本計画（都道府県子ども読書活動推進計画が策定されているときは、子ども読書活動推進基本計画及び都道府県子ども読書活動推進計画）を基本とするとともに、当該市町村における子どもの読書活動の推進の状況等を踏まえ、当該市町村における子どもの読書活動の推進に関する施策についての計画（以下「市町村子ども読書活動推進計画」という。）を策定するよう努めなければならない。

3 都道府県又は市町村は、都道府県子ども読書活動推進計画又は市町村子ども読書活動推進計画を策定したときは、これを公表しなければならない。

4 前項の規定は、都道府県子ども読書活動推進計画又は市町村子ども読書活動推進計画の変更について準用する。

(子ども読書の日)

第十条 国民の間に広く子どもの読書活動についての関心と理解を深めるとともに、子どもが積極的に読書活動を行う意欲を高めるため、子ども読書の日を設ける。

2 子ども読書の日は、四月二十三日とする。

3 国及び地方公共団体は、子ども読書の日趣旨にふさわしい事業を実施するよう努めなければならない。

(財政上の措置等)

第十一条 国及び地方公共団体は、子どもの読書活動の推進に関する施策を実施するため必要な財政上の措置その他の措置を講ずるよう努めるものとする。

附 則

この法律は、公布の日から施行する。

## 文字・活字文化振興法

平成17年7月29日

法律第91号

## (目的)

第一条 この法律は、文字・活字文化が、人類が長い歴史の中で蓄積してきた知識及び知恵の継承及び向上、豊かな人間性の涵養並びに健全な民主主義の発達に欠くことのできないものであることにかんがみ、文字・活字文化の振興に関する基本理念を定め、並びに国及び地方公共団体の責務を明らかにするとともに、文字・活字文化の振興に関する必要な事項を定めることにより、我が国における文字・活字文化の振興に関する施策の総合的な推進を図り、もって知的で心豊かな国民生活及び活力ある社会の実現に寄与することを目的とする。

## (定義)

第二条 この法律において「文字・活字文化」とは、活字その他の文字を用いて表現されたもの（以下この条において「文章」という。）を読み、及び書くことを中心として行われる精神的な活動、出版活動その他の文章を人に提供するための活動並びに出版物その他のこれらの活動の文化的所産をいう。

## (基本理念)

第三条 文字・活字文化の振興に関する施策の推進は、すべての国民が、その自主性を尊重されつつ、生涯にわたり、地域、学校、家庭その他の様々な場において、居住する地域、身体的な条件その他の要因にかかわらず、等しく豊かな文字・活字文化の恵沢を享受できる環境を整備することを旨として、行われなければならない。

2 文字・活字文化の振興に当たっては、国語が日本文化の基盤であることに十分配慮されなければならない。

3 学校教育においては、すべての国民が文字・活字文化の恵沢を享受することができるようになるため、その教育の課程の全体を通じて、読む力及び書く力並びにこれらの力を基礎とする言語に関する能力（以下「言語力」という。）の涵養に十分配慮されなければならない。

## (国の責務)

第四条 国は、前条の基本理念（次条において「基本理念」という。）にのっとり、文字・活字文化の振興に関する施策を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

## (地方公共団体の責務)

第五条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、国との連携を図りつつ、その地域の実情を踏まえ、文字・活字文化の振興に関する施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(関係機関等との連携強化)

第六条 国及び地方公共団体は、文字・活字文化の振興に関する施策が円滑に実施されるよう、図書館、教育機関その他の関係機関及び民間団体との連携の強化その他必要な体制の整備に努めるものとする。

(地域における文字・活字文化の振興)

第七条 市町村は、図書館奉仕に対する住民の需要に適切に対応できるようにするため、必要な数の公立図書館を設置し、及び適切に配置するよう努めるものとする。

2 国及び地方公共団体は、公立図書館が住民に対して適切な図書館奉仕を提供することができるよう、司書の充実等の人的体制の整備、図書館資料の充実、情報化の推進等の物的条件の整備その他の公立図書館の運営の改善及び向上のために必要な施策を講ずるものとする。

3 国及び地方公共団体は、大学その他の教育機関が行う図書館の一般公衆への開放、文字・活字文化に係る公開講座の開設その他の地域における文字・活字文化の振興に貢献する活動を促進するため、必要な施策を講ずるよう努めるものとする。

4 前三項に定めるもののほか、国及び地方公共団体は、地域における文字・活字文化の振興を図るため、文字・活字文化の振興に資する活動を行う民間団体の支援その他の必要な施策を講ずるものとする。

(学校教育における言語力の涵かん養)

第八条 国及び地方公共団体は、学校教育において言語力の涵かん養が十分に図られるよう、効果的な手法の普及その他の教育方法の改善のために必要な施策を講ずるとともに、教育職員の養成及び研修の内容の充実その他のその資質の向上のために必要な施策を講ずるものとする。

2 国及び地方公共団体は、学校教育における言語力の涵かん養に資する環境の整備充実を図るため、司書教諭及び学校図書館に関する業務を担当するその他の職員の充実等の人的体制の整備、学校図書館の図書館資料の充実及び情報化の推進等の物的条件の整備等に関し必要な施策を講ずるものとする。

(文字・活字文化の国際交流)

第九条 国は、できる限り多様な国の文字・活字文化が国民に提供されるようにするとともに我が国の文字・活字文化の海外への発信を促進するため、我が国においてその文化が広く知られていない外国の出版物の日本語への翻訳の支援、日本語の出版物の外国語への翻訳の支援その他の文字・活字文化の国際交流を促進するために必要な施策を講ずるものとする。

(学術的出版物の普及)

第十条 国は、学術的出版物の普及が一般に困難であることにかんがみ、学術研究の成果についての出版の支援その他の必要な施策を講ずるものとする。

(文字・活字文化の日)

第十一条 国民の間に広く文字・活字文化についての関心と理解を深めるようにするため、文字・活字文化の日を設ける。

2 文字・活字文化の日は、十月二十七日とする。

3 国及び地方公共団体は、文字・活字文化の日には、その趣旨にふさわしい行事が実施されるよう努めるものとする。

(財政上の措置等)

第十二条 国及び地方公共団体は、文字・活字文化の振興に関する施策を実施するため必要な財政上の措置その他の措置を講ずるよう努めるものとする。

#### 附 則

この法律は、公布の日から施行する。

視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する法律

令和元年6月28日

法律第49号

第一章 総則

(目的)

第一条 この法律は、視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関し、基本理念を定め、並びに国及び地方公共団体の責務を明らかにするとともに、基本計画の策定その他の視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する施策の基本となる事項を定めること等により、視覚障害者等の読書環境の整備を総合的かつ計画的に推進し、もって障害の有無にかかわらず全ての国民が等しく読書を通じて文字・活字文化（文字・活字文化振興法（平成十七年法律第九十一号）第二条に規定する文字・活字文化をいう。）の恵沢を享受することができる社会の実現に寄与することを目的とする。

(定義)

第二条 この法律において「視覚障害者等」とは、視覚障害、発達障害、肢体不自由その他の障害により、書籍（雑誌、新聞その他の刊行物を含む。以下同じ。）について、視覚による表現の認識が困難な者をいう。

2 この法律において「視覚障害者等が利用しやすい書籍」とは、点字図書、拡大図書その他の視覚障害者等がその内容を容易に認識することができる書籍をいう。

3 この法律において「視覚障害者等が利用しやすい電子書籍等」とは、電子書籍その他の書籍に相当する文字、音声、点字等の電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録をいう。第十一条第二項及び第十二条第二項において同じ。）であって、電子計算機等を利用して視覚障害者等がその内容を容易に認識することができるものをいう。

(基本理念)

第三条 視覚障害者等の読書環境の整備の推進は、次に掲げる事項を旨として行われなければならない。

一 視覚障害者等が利用しやすい電子書籍等が視覚障害者等の読書に係る利便性の向上に著しく資する特性を有することに鑑み、情報通信その他の分野における先端的な技術等を活用して視覚障害者等が利用しやすい電子書籍等の普及が図られるとともに、視覚障害者等の需要を踏まえ、引き続き、視覚障害者等が利用しやすい書籍が提供されること。

二 視覚障害者等が利用しやすい書籍及び視覚障害者等が利用しやすい電子書籍等（以下「視覚障害者等が利用しやすい書籍等」という。）の量的拡充及び質の向上が図られること。

三 視覚障害者等の障害の種類及び程度に応じた配慮がなされること。

(国の責務)

第四条 国は、前条の基本理念にのっとり、視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する施策を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

## (地方公共団体の責務)

第五条 地方公共団体は、第三条の基本理念にのっとり、国との連携を図りつつ、その地域の実情を踏まえ、視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する施策を策定し、及び実施する責務を有する。

## (財政上の措置等)

第六条 政府は、視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する施策を実施するため必要な財政上の措置その他の措置を講じなければならない。

## 第二章 基本計画等

## (基本計画)

第七条 文部科学大臣及び厚生労働大臣は、視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する基本的な計画（以下この章において「基本計画」という。）を定めなければならない。

2 基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

一 視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する施策についての基本的な方針

二 視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関し政府が総合的かつ計画的に講ずべき施策

三 前二号に掲げるもののほか、視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 文部科学大臣及び厚生労働大臣は、基本計画を策定しようとするときは、あらかじめ、経済産業大臣、総務大臣その他の関係行政機関の長に協議しなければならない。

4 文部科学大臣及び厚生労働大臣は、基本計画を策定しようとするときは、あらかじめ、視覚障害者等その他の関係者の意見を反映させるために必要な措置を講ずるものとする。

5 文部科学大臣及び厚生労働大臣は、基本計画を策定したときは、遅滞なく、これをインターネットの利用その他適切な方法により公表しなければならない。

6 前三項の規定は、基本計画の変更について準用する。

## (地方公共団体の計画)

第八条 地方公共団体は、基本計画を勘案して、当該地方公共団体における視覚障害者等の読書環境の整備の状況等を踏まえ、当該地方公共団体における視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する計画を定めるよう努めなければならない。

2 地方公共団体は、前項の計画を定めようとするときは、あらかじめ、視覚障害者等その他の関係者の意見を反映させるために必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

3 地方公共団体は、第一項の計画を定めたときは、遅滞なく、これを公表するよう努めなければならない。

4 前二項の規定は、第一項の計画の変更について準用する。

### 第三章 基本的施策

(視覚障害者等による図書館の利用に係る体制の整備等)

第九条 国及び地方公共団体は、公立図書館、大学及び高等専門学校の附属図書館並びに学校図書館(以下「公立図書館等」という。)並びに国立国会図書館について、各々の果たすべき役割に応じ、点字図書館とも連携して、視覚障害者等が利用しやすい書籍等の充実、視覚障害者等が利用しやすい書籍等の円滑な利用のための支援の充実その他の視覚障害者等によるこれらの図書館の利用に係る体制の整備が行われるよう、必要な施策を講ずるものとする。

2 国及び地方公共団体は、点字図書館について、視覚障害者等が利用しやすい書籍等の充実、公立図書館等に対する視覚障害者等が利用しやすい書籍等の利用に関する情報提供その他の視覚障害者等が利用しやすい書籍等を視覚障害者が十分かつ円滑に利用することができるようにするための取組の促進に必要な施策を講ずるものとする。  
(インターネットを利用したサービスの提供体制の強化)

第十条 国及び地方公共団体は、視覚障害者等がインターネットを利用して全国各地に存する視覚障害者等が利用しやすい書籍等を十分かつ円滑に利用することができるようにするため、次に掲げる施策その他の必要な施策を講ずるものとする。

一 点字図書館等から著作権法(昭和四十五年法律第四十八号)第三十七条第二項又は第三項本文の規定により製作される視覚障害者等が利用しやすい電子書籍等(以下「特定電子書籍等」という。)であってインターネットにより送信することができるもの及び当該点字図書館等の有する視覚障害者等が利用しやすい書籍等に関する情報の提供を受け、これらをインターネットにより視覚障害者等に提供する全国的なネットワークの運営に対する支援

二 視覚障害者等が利用しやすい書籍等に係るインターネットを利用したサービスの提供についての国立国会図書館、前号のネットワークを運営する者、公立図書館等、点字図書館及び特定電子書籍等の製作を行う者の間の連携の強化  
(特定書籍及び特定電子書籍等の製作の支援)

第十一条 国及び地方公共団体は、著作権法第三十七条第一項又は第三項本文の規定により製作される視覚障害者等が利用しやすい書籍(以下「特定書籍」という。)及び特定電子書籍等の製作を支援するため、製作に係る基準の作成等のこれらの質の向上を図るための取組に対する支援その他の必要な施策を講ずるものとする。

2 国は、特定書籍及び特定電子書籍等の効率的な製作を促進するため、出版を行う者(次条及び第十八条において「出版者」という。)からの特定書籍又は特定電子書籍等の製作を行う者に対する書籍に係る電磁的記録の提供を促進するための環境の整備に必要な支援その他の必要な施策を講ずるものとする。

(視覚障害者等が利用しやすい電子書籍等の販売等の促進等)

第十二条 国は、視覚障害者等が利用しやすい電子書籍等の販売等が促進されるよう、技術の進歩を適切に反映した規格等の普及の促進、著作権者と出版者との契約に関する情報提供その他の必要な施策を講ずるものとする。

2 国は、書籍を購入した視覚障害者等からの求めに応じて出版者が当該書籍に係る電磁的記録の提供を行うことその他の出版者からの視覚障害者等に対する書籍に係る電

磁的記録の提供を促進するため、その環境の整備に関する関係者間における検討に対する支援その他の必要な施策を講ずるものとする。

(外国からの視覚障害者等が利用しやすい電子書籍等の入手のための環境の整備)

第十三条 国は、視覚障害者等が、盲人、視覚障害者その他の印刷物の判読に障害のある者が発行された著作物を利用する機会を促進するためのマラケシュ条約の枠組みに基づき、視覚障害者等が利用しやすい電子書籍等であってインターネットにより送信することができるものを外国から十分かつ円滑に入手することができるよう、その入手に関する相談体制の整備その他のその入手のための環境の整備について必要な施策を講ずるものとする。

(端末機器等及びこれに関する情報の入手の支援)

第十四条 国及び地方公共団体は、視覚障害者等が利用しやすい電子書籍等を利用するための端末機器等及びこれに関する情報を視覚障害者等が入手することを支援するため、必要な施策を講ずるものとする。

(情報通信技術の習得支援)

第十五条 国及び地方公共団体は、視覚障害者等が利用しやすい電子書籍等を利用するに当たって必要となる情報通信技術を視覚障害者等が習得することを支援するため、講習会及び巡回指導の実施の推進その他の必要な施策を講ずるものとする。

(研究開発の推進等)

第十六条 国は、視覚障害者等が利用しやすい電子書籍等及びこれを利用するための端末機器等について、視覚障害者等の利便性の一層の向上を図るため、これらに係る先端的な技術等に関する研究開発の推進及びその成果の普及に必要な施策を講ずるものとする。

(人材の育成等)

第十七条 国及び地方公共団体は、特定書籍及び特定電子書籍等の製作並びに公立図書館等、国立国会図書館及び点字図書館における視覚障害者等が利用しやすい書籍等の円滑な利用のための支援に係る人材の育成、資質の向上及び確保を図るため、研修の実施の推進、広報活動の充実その他の必要な施策を講ずるものとする。

#### 第四章 協議の場等

第十八条 国は、視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する施策の効果的な推進を図るため、文部科学省、厚生労働省、経済産業省、総務省その他の関係行政機関の職員、国立国会図書館、公立図書館等、点字図書館、第十条第一号のネットワークを運営する者、特定書籍又は特定電子書籍等の製作を行う者、出版者、視覚障害者等その他の関係者による協議の場を設けることその他関係者の連携協力に関し必要な措置を講ずるものとする。

#### 附 則

この法律は、公布の日から施行する。

糸満市子どもの読書活動推進委員会設置要綱

令和4年6月24日  
教育委員会告示第4号

(設置)

第1条 子どもの読書活動の推進に関する法律（平成13年法律第154号）の規定に基づき、子どもの読書活動の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、糸満市子ども読書活動推進委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 委員会は、糸満市における子どもの読書活動に関する次の事務を所掌する。

- (1) 糸満市子どもの読書活動推進計画（案）を策定し、教育長へ提出すること。
- (2) 推進方策及び関係団体との連携・協力のあり方について研究又は協議すること。
- (3) 市民への広報及び啓発について協議すること。
- (4) 糸満市子どもの読書活動推進計画について検証及び評価すること。
- (5) その他子どもの読書活動推進に関し必要なこと。

(組織)

第3条 委員会は、10人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから教育長が委嘱又は任命する。

- (1) 糸満市立小学校長代表
- (2) 糸満市立中学校長代表
- (3) 糸満市内こども園長代表
- (4) 糸満市教育委員代表
- (5) 糸満市社会教育委員代表
- (6) 糸満市立中央図書館協議会委員代表
- (7) 糸満市教育委員会教育部長
- (8) 糸満市教育委員会教育指導監
- (9) 糸満市立中央図書館長
- (10) 糸満市役所こども未来部長
- (11) その他教育長が認める者

(任期)

第4条 委員の任期は、委嘱又は任命された日からその日が属する年度の末日までとする。

(委員長及び副委員長)

第5条 委員会に委員の互選により委員長及び副委員長を置く。

2 委員長は委員会を代表し、会務を総括する。

3 副委員長は、委員会を補佐し、委員長に事故があるとき、又は欠けたときはその職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会は、必要に応じて委員長が招集し、委員長が議長を務める。

2 委員長は、必要と認めるときは会議に委員以外の者を出席させ、意見又は説明を求めることができる。

(部会)

第7条 委員長が必要と認めるときは、委員会に部会を置くことができる。

2 部会に属する委員及びその部会長は、委員会の中から委員長が指名する。

(意見等の聴取)

第8条 委員会は、必要に応じて、広く意見を聴くことができる。

(事務局)

第9条 委員会の事務局は、糸満市教育委員会生涯学習課に置く。

(委任)

第10条 この告示に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が別に定める。

附 則

この告示は、公布の日から施行する。

### 糸満市子どもの読書活動推進員名簿

(委嘱期間：令和6年7月26日～令和7年3月31日)

No.	氏 名	所 属	備 考
1	宮 里 一 樹	糸満市教育委員会 教育部長	委 員 長
2	金 城 毅	糸満市立中央図書館 館長	副委員長
3	山 田 浩 也	糸満市立兼城小学校 校長	
4	親 泊 正 幸	糸満市立高嶺中学校 校長	
5	仲 宗 根 愛 利	糸満市立喜屋武こども園 園長	
6	長 嶺 美 香	糸満市教育委員	
7	大 城 英 孝	糸満市社会教育員	
8	城 野 里 江	糸満市立中央図書館協議会委員	
9	伊 敷 尚 也	糸満市教育委員会 教育指導監	
10	真栄田由美子	糸満市役所 こども未来部長	

#### 【事務局】

No.	氏 名	所 属	備 考
1	大 城 尚 之	糸満市教育委員会生涯学習課 課長	
2	山 城 美 香	糸満市教育委員会生涯学習課 主幹兼係長	
3	古 堅 千 明	糸満市教育委員会生涯学習課 生涯学習係	
4	大 城 美 奈 子	糸満市立中央図書館 副館長	
5	山 城 聖 子	糸満市立中央図書館 管理係	



第4次糸満市子どもの読書活動推進計画  
令和7年4月

---

発行 糸満市教育委員会  
編集 教育部生涯学習課  
〒901-0392 沖縄県糸満市潮崎町1丁目1番地  
TEL:098-840-8163 FAX:098-840-8161